

論
説

富士箱根国立公園の開設と陸軍演習場

——ヤヌスまたは戦時下の軍事と自然——

はじめに

一 研究と史料

1 研究

2 史料

二 演習場の設立と拡張

1 設立

2 拡張

3 廠舎およびその他の施設・設備

三 演習の実態

1 部隊と使用頻度

2 富士登山との併用

松
本
武
彦

- 3 化学戦演習
 - 4 学生等による使用
 - 四 地域住民と演習場
 - 1 演習による被害
 - 2 入会および地域住民の演習場利用
 - 五 富士箱根国立公園の開設
 - 1 国立公園開設の経緯
 - 2 富士箱根国立公園と演習場
 - 六 富士山の新たな性格
 - 1 観光化富士山の出現
 - 2 富士山域外の自然
 - 3 放送と富士山
- おわりに

はじめに

敗戦時、日本陸軍は連合国軍に対して全国の軍事施設に関する報告書を提出した。そこには富士山麓に所在する複数の演習場と、演習にともない兵士が宿泊する廠舎も記録されている⁽¹⁾。その名称・所在地・敷地面積は以下の通りである。

板妻演習場廠舎・静岡県駿東郡原里村・約二三平方キロメートル

瀧ヶ原演習場廠舎・駿東郡玉穂村・約二一平方キロメートル

富士裾野演習場・駿東郡印野村・約一四三二平方キロメートル

西富士演習場及廠舎・富士郡上井出村・約二二二平方キロメートル

北富士演習場及廠舎・山梨県南都留郡忍野村・約一八〇四平方キロメートル

今、山頂を中心に南北に線を引き、つまり山体及び山麓を東西に分けて以上の演習場の位置関係を考えるとすれば、富士山東麓の静岡県側に位置した富士裾野演習場および各廠舎は、明治二〇年代前半頃から陸軍による使用が始まり、明治末年頃の地元町村長等と陸軍との演習場使用協定の締結などによって順次成立をみた。⁽²⁾ また、東麓の山梨県側の北富士演習場及廠舎は、昭和十一年から十三年にかけてなされた陸軍による当該地域の土地買収によって開設された。⁽³⁾

一方、富士山及びその周辺には、昭和六年六月に施行された国立公園法に基づき、昭和九年の雲仙、霧島、瀬戸内に始まる一連の国立公園指定の最後に、昭和十一年二月、内務省によって「富士箱根」(当初は「富士」という名称で公園の指定がなされた)⁽⁴⁾。

こうして、昭和初年の日本は、富士山を代表的事例とする、軍事使用と自然保護及び利用、すなわち既設新設の演習場が体現する軍事的有用性と国立公園の開設に表象される自然の保護・活用との相克を体験することとなり、⁽⁵⁾ 公園の範囲は内務省の想定範囲にくらべ「富士の東南部に於て著しく縮小」する結果となった。⁽⁶⁾

そもそも富士山およびその周辺での行政当局による国立公園開設の具体化は、昭和初年以前からの国会に対する建議や請願をうけたもので、第四五議會での静岡県山林会長の請願や大正十二年三月の第四六議會における「富士

山ヲ中心トスル国立公園設定及岳麓一周鉄道速成ニ関スル建議」などの動き⁽⁷⁾、また、いずれも大正十一年に静岡県によってなされた富士山麓の萬野風穴及び駒門風穴の天然記念物指定、大正十五年二月の山梨県による「富士山原始林」の天然記念物指定⁽⁸⁾といった、地域社会での観光開発と原初的自然保護の趨勢を背景としていた。

しかし昭和初年において、これらの動きは、富士山の西麓静岡県側には陸軍が開設した演習場が現に存在し、山梨県側においても新しい演習場の設定が準備されており、単に岳麓地域社会に起こった自然の保護と開発の論理だけでは、国立公園開設を実現できない情勢にあった。

その結果、富士山周辺の国立公園は、開設までの経過においても、また開設後も、その存在意義が極めて特異な論理によって規定されざるを得なかった。富士箱根国立公園開設当初、内外のホテル勤務経験が豊富で当時国立公園協会の評議員をつとめ、のち熱海町長・市長、衆議院議員として観光行政の実際にも携わることになる岸衛⁽⁹⁾は、国立公園への国費の投下が十分でなく、軍の理解も十分に得られていない当時の状況を嘆き、国立公園は「単に国民保健の向上のみならず、広義国防上から有事の際の活動力を与える点に於て軍事上から観ても最も必要なる施設である」と述べている。さらに内務省囑託として国立公園開設や公園行政の実際に主導的役割を果たした田村剛も、国立公園は国民の「保健教化」に資するものであり、「近時国民体力向上の為の施設は最も緊要にして一日も速かに之を充足すべき必要に迫られて」おり、「国立公園区域内に於て此種施設を行い、国民の一大運動場たらしめ之が利用を推奨することは刻下の急務であると信ずる⁽¹⁰⁾」としていた。両者に共通するのは、必ずしも国立公園を厳格な自然保護区域とし、その保存、永続を目指すのではなく、当時日本がおかれた政治的、国際的等の社会状況に即して、その利用をおこなっていかうと主張する点にある。そのことは、岸が「軍事上の」観点を、田村が「近時」、

「刻下」を意識している点に顕著である。

ところが、では陸軍は、民間における富士山の自然の利用、活用という立場を全く否定し、純然たる軍事利用のみを一方的に主張し、演習場の維持確保のために国立公園の出現を峻拒したかというところではなかった。たとえば歩兵第三聯隊から甲府聯隊へ転属となった一步兵少佐、つまり彼は天候さえ良ければその営庭から毎日富士山を望むことができた山梨県の甲府聯隊へ転属となったわけだが、その彼が偕行社の刊行物に発表した富士山論は、天下の「三絶」なるものを提起し、万世一系の天皇を指す国体美、桜の花が表徴する国民性美とならんで、「玲瑯の富士を主鎮とする」⁽¹¹⁾国土美を主張している。即ち富士山は、日本国の自然の美しさの象徴、他に代替のきかない日本国の三要素のうちのひとつに数えられているのであり、その価値は彼の言う「三絶」のひとつ、つまり、天皇と同置されるものであった。

一方で、昭和初年の社会環境は、陸軍の主張を一方的に貫徹することが許されない状況でもあった。国内では軍人、軍部関係者によるクーデタおよびその未遂事件が頻発し、大陸には満州事変、上海事変で多くの一般民衆が兵士として動員されていて、あえて前出甲府聯隊に例をとれば、昭和十二年九月、甲府を出発して上海戦線へ向った歩兵第四百九十九聯隊は、津田部隊長をして、家族持ちの召集兵の多さ、四〇歳近い者の存在を嘆かせる程の「庶民」部隊ぶりだった。⁽¹²⁾ そうしたなか、軍は軍民離間をいわばフレームアップし、かえって軍と民心の乖離を自ら告白することとなったのは昭和八年末だった。⁽¹³⁾

昭和初年、陸軍の演習場が存在する富士山麓において、国立公園の開設を契機に展開された事態は、軍事か自然かという二者択一ではなく、自己の立場の正当性を相互に相手の存在にいわば依存した極めて妥協的論理の帰結と

して存在した。その相互依存の具体的内実について、それぞれの主張と妥協の観点から検討しようというのが、本稿の目的である。

一 研究と史料

1 研究

富士山麓の自然と地域社会の関係、とくに国立公園の設置にかかわる問題についての研究には、たとえば富士山麓の民間鉄道富士急行の五〇年史に、飯田文彌氏が執筆した北麓開発史研究での言及がある。昭和二年の山梨県議会で、県単独の事業では不可能な岳麓の本格的開発に国費を導入するため、同地域の国立公園指定を内務大臣に申し入れることが提起され、富士国立公園山梨県協議会を結成して昭和五年には内相への陳情を實行した⁽¹⁴⁾。こうした動きに内務省は昭和八年、既に静岡県側に存在していた演習場も含めた国立公園案を示し、一方で演習場を除外する案の存在にも言及し、同年十二月、県会議長は、内相および陸軍大臣に意見書を提出し、「富士山ハ帝國ノ表徴ニシテ又日本民族精神ノ権化トシテ、我が国民ハ之ニ依テ世界列國ニ優越ヲ誇リ、又之ヲ以テ國民精神ノ修養ニ貢獻シツ、アルコトハ万民ノ齊シク認識感銘スル所」であり、富士山が国立公園の第一次指定にもれるのは、「実ニ富士山ノ威嚴ヲ冒瀆スルノミナラズ、延テハ欧米諸國ニ対シ富士ノ声価ヲ失墜スルニ至ルベキヲ懼ル」と訴えた⁽¹⁵⁾という。

近年の研究には、日本における公園史のなかで富士山に触れた丸山宏の論考がある。志賀重昂の『日本風景論』において「名山の標準」とされた富士山は、国立公園の成立によって相対化され、数ある美しい日本の風景のなかのひとつとなった一方で、ナショナルリズムの高揚に利用された富士山がそのなかに入ったことで、国立公園という仕組みが成立した面もある、としている⁽¹⁶⁾。

内藤嘉昭は、観光開発の観点から富士北麓について考察し、社会「階層的に二つの相反する要素」、上層の需要に応える別荘、ゴルフ場、大学関連施設などの要素と、それらから発生した雇用での労働者の存在を特質としている⁽¹⁷⁾。

国立公園そのものの成立史のなかで、自然の開発と保護の問題を扱った研究に、村串仁三郎によるものがある。村串は、富士山における国立公園の設置過程では、他所よりも自然保護が重視されたこと、山麓の一般住民は保護と開発による利益追求の両面で一定の役割を果たしたこと、戦前期富士山の観光開発は低い山麓に限られた限定的なものであったこと、を指摘した⁽¹⁸⁾。国立公園成立史に関する本稿の叙述は、村串の研究に負うところが大きい。

『山梨県史』は、富士山の国立公園指定が遅れた理由として、「陸軍演習場設置問題が絡んでいた」とし、北麓の地域住民の中には、製炭業との関係で富士北麓の国立公園指定に反対する動きもあったことを記述している⁽¹⁹⁾。法制史の立場から国立公園について検討し、そのなかで富士山について触れたものが加藤峰夫『国立公園の法と制度』である。同書は、明治六年の太政官布告による「公園」制度の導入から大正初年頃までになされた道府県立自然公園の各地での設置、内務省衛生局保健課による国立公園候補地の調査開始、国立公園法の制定および十二の候補地の選定などのことをへて、昭和九年三月の雲仙、霧島、瀬戸内の指定から昭和十一年二月の富士箱根の指定

までの過程が叙述されている。⁽²⁰⁾ 国立公園指定の過程で重要視されたのは、自然保護ではなく観光の推進、外貨獲得のための観光客誘致であったとされている。⁽²¹⁾

さらに、戦前の富士山麓に展開した国際観光ホテルの建設による国際リゾート政策に関し、砂本文彦『近代日本の国際リゾート』は、国際観光政策による外国人客の誘致は結局のところ失敗した、とする。⁽²²⁾

以上に加え、軍の観点、とくに演習場の成立史のなかで富士山麓の変貌について検討した一連の研究が存在する。仁藤祐治『東富士演習場小史』は、現在の東富士演習場に連なる富士山麓の陸軍による使用の経緯等を、地域住民の観点から考察している。そのなかで、陸軍と地域住民との協定のなかで陸軍から示された、当時の印野村北畑等の住民移転について、宅地のみの移転が提起され耕地などはそのままとされたので、遠隔地からの耕作を余儀なくされる住民側から反対をうけたこと、一方で陸軍は演習場内の入会を認めたこと、等を指摘している。⁽²³⁾

同じく静岡県側で、演習場（富士裾野演習場）に最も近接した人口密集地であった御殿場に関しては、『御殿場市史』の記述がまとまったものとして先駆的である。明治二十年代初めの第一師団による東富士山麓一帯での演習、富士裾野演習場の成立と考えられる日清戦争後の砲兵による演習の本格化、近衛師団、第一師団、第十五師団（豊橋）等の歩兵部隊による日露戦争後の使用開始、明治三十九年の御殿場駅拡張による通称軍隊ホームの設置、明治四十一、二年になされた、瀧ヶ原廠舎、板妻廠舎の建設、大正二年における北畑住民の移転完了等々、演習場の設置と拡張整理に関し経緯が明確にされている。⁽²⁴⁾

富士東麓静岡県側における演習場の開設と運用の事実関係に即して、その背景や歴史的意義について考察しているのが荒川章二のふたつの著作である。陸軍と地域住民との協定交渉等を通じて、明治四十年代前半ころから、地

域の経済的損失の見返り要求といった、陸軍に対する地域の交渉方式が生まれ、軍の使用が地域との協定締結によって初めて可能になることを軍側が認めたことや、演習時期の限定要求の理由として、入会上迷惑を蒙るからといったことのほかに、富士登山の阻害要因となることも挙げられた、とする。⁽²⁵⁾

さらに、日本全体での軍用地の位置づけという観点から、満州事変期とくに一九二〇年代以降、「開かれた部分の軍用地面積が縮小し、実戦的訓練目的のために閉じた利用へ」転換した、といった指摘がなされている。⁽²⁶⁾ 本稿の、富士裾野演習場の成立史及びこれに関連する陸軍や地域の動きについての記述は、本稿の課題に即した事象を中心としたが、荒川のこれらの研究に負うところが大きい。

2 史料

上述の各研究をはじめ、該問題に関する諸研究が依拠した史料には、国立公園行政を主導した旧内務省の史料（国立公文書館所蔵）。演習場を所管し、またこれを使用した旧軍関係の史料（防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵）。演習場に土地を提供することになった地域社会、山梨県、静岡県、関係市町村、関係地区の行政文書、関係者の回想文、新聞などがある。

内務省関係の史料は、国立公文書館所蔵のいわゆる行政文書と内務省が編纂した書籍とがある。前者によって、富士山に国立公園が設定されるにあたって、内務省におかれた国立公園委員会でおこなわれた議論の内容などを知ることができる。また、内務省編纂図書には、所管の衛生局がまとめた『社会教育パンフレット第58輯国立公園』や『国立公園候補地調査概要』⁽²⁷⁾がある。『国立公園候補地調査概要』によれば、大正末から昭和初年にかけておこ

なわれた国立公園候補地一六か所のうち、富士についてのみ、その範囲に「軍用地」約二〇〇町歩が包含されており、当初、内務省は富士山の東麓の静岡県側に存在した演習場について、そこに国立公園を設定して自然の保護や利用を考えていたことが知られる⁽²⁸⁾。

旧軍関係の関連する史料は、複数の簿冊に散在しており、従来十分に利用されてきたとは言いがたく、本稿においても遺漏があるかもしれない。

地域行政体が作成、収受し保管する文書資料は、関係の地域行政体等が編纂、発行した史料集によって明らかになる。山梨県側では福地村の史料や県が編纂した史料集⁽²⁹⁾があるほか、山梨県議会議史にも議事録など関係する史料が収録されている⁽³⁰⁾。静岡県側では、『御殿場市史』、『小山町史』、『裾野市史』に關係史料が収録されている⁽³¹⁾ほか、御殿場市によってまとめられた史料集がある⁽³²⁾。

国立公園開設のために内務省嘱託として現地調査や開設実務を主導した人物のひとり田村剛が、国立公園とくに富士に関していかなる構想を持っていたかについて、いくつかの史料⁽³³⁾が存在する。林学博士の立場から国立公園の専門家であり内務省の実務に関与した人物の富士山観の一端を知ることができる。

国立公園開設に重要な役割を果たした地域行政体である山梨県、静岡県の首長の見解に関しては、前掲の山梨県議会議史に収録された議事録や、富士山麓開発に關係を有する静岡の民間会社発行の書籍⁽³⁴⁾によって、その見解を知ることができる。

当該時期に山梨、静岡で発行されていた新聞史料も有用である。村串仁三郎は『山梨日日新聞』の關係記事を用いて、山梨県における諸動向を跡付けている。

そのほかの史料に関しては、論述の過程で明らかにしたい。

二 演習場の設立と拡張

1 設立

富士山麓での演習は、明治二十四年に、第一師団が、富士山東麓静岡県側の当時御料地であった駿東郡大野原でおこなったのが、早期の事例とされている。⁽³⁵⁾ オオノツパラと呼ばれた同地には、江戸時代から入会地が成立しており、茅や芝などの採取地であり雑木林は薪炭用の樹木を供給し、さらに集落近辺には畑地もあった。⁽³⁶⁾ 演習への地域の対応に対し、明治二十四年十一月二十四日付けの駿東郡長の感謝状が発給されている。⁽³⁷⁾ 明治二十九年には、第一師団による砲兵の実弾射撃場となり、次第に多くの将兵が到来するようになり、彼らの宿営は、演習に必要とされる物品の調達などとならんで地元の負担となったため、廠舎の建設が浮上した。⁽³⁸⁾ 実態上、富士裾野演習場の成立は、この頃のことともされる。⁽³⁹⁾ 明治三十二年、陸軍は、宮内省から大野原の御料地の使用許可を得た。⁽⁴⁰⁾ 同時期には、「町村吏員心得条件」なるものが駿東郡長から町村役場に示され、軍隊の行軍、演習には誠実に接するよう求められた。⁽⁴¹⁾ そのなかには、一般住民が遵守すべき事項も定められており、軍隊が通行するときには一切道路に出ないこと、飲料水を提供すること、販売する物品は通常価格とし高利を得てはならないこと、聯隊旗には敬礼すること、便所は清潔にしておくこと、時刻を間違えないよう自家の時計を軍人の時計に合わせておくこと等々、⁽⁴²⁾ その内容は

詳細を極めた。明治四十一年には、歩兵一個聯隊が宿泊できる規模の瀧ヶ原廠舎が、翌年には板妻廠舎が、いずれも地域からの土地献納によって完成し、工兵隊によって関係道路の整備もなされた⁽⁴³⁾。明治四十二年、「演習場覚書」が陸軍と地域の各町村等との間に締結され、町村側の代償希望を確認する一方、陸軍の演習場使用権をも確認するなどして、演習場の使用が陸軍と地域の町村との契約によって成立することを、初めて認めることとなった⁽⁴⁵⁾。これと同時に、陸軍から示された実弾射撃演習の実施要綱を地域に伝達する駿東郡の文書によれば、射撃は午前九時から午後四時までで、富士登山者に関しては瀧ヶ原を午後四時から翌日午前七時まで、下山者に関しては馬返しを午後四時から翌日午前七時まで通行を認めることが、通達されている⁽⁴⁶⁾。明治四十五年一月には、第一師団経理部長と駿東郡原里・印野組合村長および玉穂村長との間で、演習場近辺の民有地に関し、協定および覚書が取り交わされ、地域の村長は演習場内にある民有地、村有地、町村共有地を陸軍が使用することを認め、演習によって地域に損害を与えても賠償の義務を負わないこと、陸軍は「報酬」として地域に対し一定金額を交付すること、廃弾および人馬の糞の払い下げについては慣例によること、富士登山道は開山期間には「公衆ノ行通ヲ杜絶セザルコト」などが合意され、千葉県の習志野原の充足演習場として、陸軍裾野演習場が開設された⁽⁴⁷⁾。

山梨県側においては、後に演習場の一部となる福地村字原丸尾などは、宮内省所管の御料地であり、明治二十九年には、福地村上吉田、新屋、松山、瑞穂村下吉田、新倉、明見村大明見、小明見、忍野村忍草、中野村山中、長池、平野により構成される入会団体が「御料地入会団体規約書」を取り決め、「永世樹木芝草小柴等ノ払受ヲ」確認しあっていた⁽⁴⁸⁾。静岡県側に富士裾野演習場が形成され、同地での演習がおそらく従前よりも頻繁になるに従って、山梨県側にも演習部隊の立ち入り、山麓の使用が激しくなったものと思われる。福地村上吉田の富士岳神社の境内

は、年間二ヶ月間多数の砲兵部隊軍馬の置き場となり、生木が荒らされ、馬糞の臭気が耐えがたく蔓延し、針葉樹の植林を阻害したことから、神社関係者などが軍馬の仮厩設置を急ぐよう県に申し出ている。⁽⁴⁹⁾さらに、福地村村長名で第一師団に対し、演習場が開設されて入会権を失うことになるのであればこの点について配慮を求める旨上申しており、これに対し陸軍は、今後も演習をおこなうことのみ回答している。⁽⁵⁰⁾地域に入会慣行の存在による演習ないし演習場への拒否感情があるなかで、昭和初年になると、陸軍は御料地から県に払い下げられた県有地において演習を企画し、その貸し付け方を山梨県に要請しており、県はこれに対し、岳麓の発展となり道路の改修も軍によってなされるが、景勝地の保護の観点からはその破壊となる、と困惑している。⁽⁵¹⁾昭和七年一月には、地元紙が、大規模な演習場の開設を陸軍が企画しており静岡県側の瀧ヶ原演習場がそのまま山梨県側に移転するものと報じ、福地村などでは既定の賃料の値上げなどを狙って誘致運動も開始されたとし、記事はこの状況について、山梨県側が静岡県側から「演習場を奪取か」と見出しにうたった。⁽⁵²⁾広い意味での演習場容認の流れの中で、昭和十年十一月七日、福地村議会は「本村将来ノ発展并村財政上裨益スルトコロ多大ト認メラル、ニ依リ」、演習場設置を希望する旨議決。⁽⁵³⁾当時既に設定されていた国立公園予定地のなかから四千町歩が演習場用地として除外されることが新聞に報じられ、さらに、民有地においても、富士山麓電鉄が別荘地として開発予定だった梨ヶ原の所有地について、会社は陸軍に買い上げを迫る予定だと報じている。⁽⁵⁴⁾地域はほぼ一斉に演習場受け入れに走り出したと言つてよからう。十二月には年末にもかかわらず、御料地から県に下賜された県有地に設定された恩賜県有財産保護組合の組合長、組合議員、行政担当者が上京し、演習場の買い上げ価格の交渉をおこなうなかで、入会権や植林地の存在を主張した。⁽⁵⁵⁾演習場の予定地のなかには植林、桑園を営む小作農民が約三百名存在し、かれらも代表者会議を招集して

対応を検討した。⁽⁵⁶⁾ 富士山東麓の山梨県側演習場開設予定地は、県有地二二七〇町二反一歩、福地村ほか四か村恩賜県有財産保護組合有地五九五町六反二歩、および民有地一三〇町一反四畝二六歩であった。⁽⁵⁷⁾ これらのうち演習場として最初に買収交渉が妥結したのは民有地で、昭和十一年三月末、坪三〇銭で交渉がまとまった。⁽⁵⁸⁾ ついで、福地村ほか四か村恩賜県有財産保護組合有地に対し、昭和十一年一月に第一師団から買い上げ価格坪二八銭が提示されるも、組合協議会はこれを問題外とし、交渉会場に陸軍の交渉使のみ残して退出するなどしたが、陸軍側も譲らず、結局、六月、売却が決まり、小作地として組合員に貸与された。⁽⁵⁹⁾ さらに、昭和十一年七月、第一師団から山梨県に対し、昭和十二年度早々の県有地取得の申し出があり、十二年九月の県会による売却承認議決を経て、昭和十三年一月、知事と第一師団の間で坪一五銭三厘で売却することなどを取り決めた売却契約書の調印がなされた。⁽⁶⁰⁾ この際かわされた覚書によれば、道路や空堀などは演習に支障が無い限り林産物の搬出などに通路として使用できること、現存する立木は地上権者などが昭和十五年三月末までに搬出すること、葉草、下草等は福地村ほか四か村恩賜県有財産保護組合に払い下げることが確認されている。⁽⁶¹⁾ 県会での議論は、時局すなわち日中戦争の開始などの大陸での戦争の本格化という事態に影響され、売却問題を協議するために県会議長から指名された九名の議員によって構成された委員会の委員長は、「時局ハ今や重大デアリマス、速ニ陸軍ノ希望ニ応ズルコトガ、国家ニ忠実ナル所以ナリト認メ」ると発言している。⁽⁶²⁾

以上のような経過を経て、昭和十三年までには、富士山の東麓に静岡山梨両県に、広大な演習場が立地することとなった。

2 拡張

成立した演習場は、第一次世界大戦を契機に明確となった砲兵火力の飛躍的増大⁽⁶³⁾や日本の大陸進出、中国侵略の本格化と機を一にして、演習場域の拡張や周辺地域との境界の厳格化がなされ、地域との関係などに変化が生じた。

とくに開設が早期になされた富士裾野演習場において、それは顕著だった。明治四十三年九月、第一師団から駿東郡長を介して印野村北畑、堀金等の民家の危険区域外への撤去が陸軍大臣の命令として伝えられ、これを郡役所で申し渡された地域住民は「事の重大に倉惶として帰村し、村民に此由を公表したところ、村民殊に関係部落民の驚愕は人方ならず」という状態に陥った⁽⁶⁴⁾。さらに昭和初年には、数年越しの交渉によっても演習場の拡張、買収問題が価格面で折り合わず解決しない状態が存したが、陸軍は演習場の移転をちらつかせ、また廠舎の移転などが伝えられると、地域は「死活問題」と認識して、交渉が成立に向けて動き出すといったことが起きた⁽⁶⁵⁾。

そもそも演習場開設の段階で、必ずしも演習場と周辺地の境界は明確でなくまた十分な合意がなされていないかった場所もあり、たとえば静岡県側の御殿場、須山、玉穂のそうした境界地は、この地域に国立公園の設定が提起された昭和十年の初め頃になってようやく県と陸軍省との協議が実質的な合意成立に向けて動き出し始めた状況⁽⁶⁶⁾だった。

演習場内に残された村有地を陸軍が地域から買い上げて土地所有関係を整理し厳格化する動きもおこった。駿東郡北郷村では、昭和九年から第一師団と村とのあいだでなされていた村有地の売買交渉が、昭和十年三月にはましまり、村会の議決を経て県知事の認可を待つ状況になった⁽⁶⁷⁾。

3 廠舎およびその他の施設・設備

演習場において演習をおこなう将兵の宿营地は、前述の通り、当初は演習場近辺の民家や神社などが使用されたが、演習そのものだけでなくこのことも地域住民の大きな負担となっていた。

静岡県側では、明治三十五年に民間による廠舎の建設が議論されたが、養蚕農家が多いという地域の実情から、農家自体が多忙でありまた「衛生上」の問題も提起され、駿東郡原里村行政担当者の千葉県習志野廠舎の視察後、廠舎五棟、大隊本部、事務室、診療所、炊事場などの施設が造られ陸軍に供用されたこともあったが⁽⁶⁸⁾、既述の様に、陸軍によって本格的な廠舎が明治四十一年に瀧ヶ原、四十二年には板妻に建設された。

廠舎が置かれたことによって、たとえば瀧ヶ原は地域におけるその地位を変貌させ、富士登山道の中継地点として、また演習部隊相手の商業地として多くの商人の転入をみることとなった⁽⁶⁹⁾。

昭和十一年初めには、新たに富士岡村に広さ約二万五千坪の駒門廠舎が完成し、重砲兵部隊によって使用された⁽⁷⁰⁾。一方、山梨県側では、昭和十年十一月初旬に、梨ヶ原の廠舎敷地を買収のため、第一師団から県に斡旋の依頼があり、新聞によれば、当該地を管理していた福地村外四ヶ村恩賜県有財産保護組合は、富士山麓電鉄に梨ヶ原別荘用地として百万坪を補償料坪三十銭で売却したことを基礎に、坪四十銭を要求する予定などと報じられており⁽⁷¹⁾、廠舎の完成は演習場自体が完成したとされる十三年頃までになされたものと推測される。

廠舎以外に演習場に設けられた施設や設備は、飛行場、監的壕、諸兵器がある。静岡県側では、大野原に、明治四十一年五月、陸軍築城本部によって永久、半永久の二個の砲台が築造された⁽⁷²⁾。また昭和二年前、複数の兵科の

部隊が合同でおこなう諸兵連合演習に対応するため、富士裾野演習場附属飛行場が瀧ヶ原廠舎の西南約一キロメートルの場所に新設整備された⁽⁷³⁾。同飛行場には、昭和二十年に入ると、調布飛行場から航空機揮発油、潤滑油などが鉄道輸送されることになり、本土決戦にそなえた物資の秘匿場所とされたものと思われる⁽⁷⁴⁾。演習で使用される兵器は、演習部隊が持参するもののほかに、演習場に備えられていたものも存在した。昭和十二年ころにはカノン砲や榴弾砲が演習場備附とされていた⁽⁷⁵⁾。加えて、射撃の標的やこれを移動させる索条が地上に走り、またそのための動力源が設備されていた⁽⁷⁶⁾。さらに、富士裾野演習場が早期から砲兵の演習に使用されたことに照らせば、上述の砲台と同時に、着弾の様様を監察し評価する構築物も多数設置されていたものと考えられる。昭和十二年六月には、監壕の建築にあたって、その事実の新聞掲載禁止をおこなうよう、これを使用する重砲兵学校の上級官衙である教育総監部から陸軍省にあてて通牒が発せられている⁽⁷⁷⁾。

山梨県側の北富士演習場に関しては、静岡県側の富士裾野演習場と同様、演習場内に飛行場が建設された。ただし、同飛行場が開かれたのは昭和十九年から二十年ごろで、本土決戦に備えたいわゆる秘匿飛行場のひとつとしてであり、多摩飛行場の航空燃料などの移転先とされ、特攻隊員が駐屯した⁽⁷⁸⁾。昭和十九年十一月から二十年九月まで北富士演習場に駐屯した人物の回想その他によれば、一〇〇〇メートルほどの土の滑走路と吹流しがあるだけで戦闘指揮所や搭乗員待機所などもなく、滑走路上に自生したジャガイモが顔を出しているような簡易なものだったという。その程度の飛行場でも、その構築工事には多数の地域住民が動員され、過酷な労働に従事せざるを得なかった⁽⁸⁰⁾。

三 演習の実態

1 部隊と使用頻度

演習は、どのような兵種の部隊によって使用され、またその頻度はどの程度だったのだろうか。たとえば、大正二年の富士裾野演習場の使用の日割表によれば、板妻射場における使用期間、日数と部隊名は次の通りである。

五月十七日から三十日〔一四日間〕	重砲兵第一聯隊
六月一日から七月三十日〔六〇日間〕	重砲兵射撃学校
六月一日から十三日〔一三日間〕	近衛歩兵第二聯隊
六月十四日から二十五日〔一二日間〕	歩兵第三聯隊
六月二十六日から七月五日〔一〇日間〕	通信隊
七月六日から十六日〔一一日間〕	重砲兵第二聯隊
七月十七日から八月十日〔二五日間〕	歩兵第四十九聯隊
八月一日から十日〔一〇日間〕	歩兵第一聯隊
八月十一日から三十一日〔二一日間〕	野砲兵第十五聯隊
九月二日から二十二日〔二一日間〕	野砲兵第十四聯隊

九月二十三日から三十日〔八日間〕
 近衛師団
 十月一日から二十四日〔二四日間〕
 重砲兵第二聯隊
 瀧ヶ原射場では次の通りである。

六月一日から二十日〔二〇日間〕
 歩兵第三十四聯隊
 六月二十一日から七月十四日〔二四日間〕
 近衛歩兵第三聯隊
 七月十五日から三十一日〔一七日間〕
 歩兵第一聯隊
 八月一日から二十二日〔二二日間〕
 野砲兵第一聯隊
 八月二十二日から九月十五日〔二五日間〕
 野砲兵第十八聯隊
 九月十七日から十月八日〔二二日間〕
 近衛野砲兵聯隊
 十月九日から三十一日〔二三日間〕
 重砲兵第一聯隊

以上のほか、二月上旬から三月上旬には射場整備工事隊によって道路の開設や監的壕の整備がおこなわれた。⁸¹ 厳冬期を除きほぼ年間を通じて使用されていること、重砲兵、野砲兵など砲兵聯隊による使用が際立って多いこと、一般登山者の富士登山期である七月から八月末にかけても、演習が控えられた形跡は無いこと、などが指摘できよう。

昭和九年度の演習日割りにについては、新聞発表でありすべてについて公開されたとは限らないが、以下のような日程が予告された。瀧ヶ原において二月五日から十一月十六日まで第一師団、歩兵学校など全四五部隊、板妻においては二月二十二日から十月三十一日まで千葉野砲兵学校、三島野戦重砲兵第三聯隊など全二七部隊、この間、十

月八日から八日間、教育総監部が統監する演習が予定されていた。⁽⁸²⁾大正期に比べ、瀧ヶ原、板妻ともに使用時期が三ヶ月以上早まり、瀧ヶ原については使用終了時期も約一ヶ月ほど延びている。使用部隊の数については、必ずしも単純に比較できないが、新聞発表の「部隊」が聯隊規模であるとすれば、演習場を使用した兵員数⁽⁸³⁾も極端に増加したことになる。

おそらく印野村に通知されたものと思われる昭和十五年の瀧ヶ原廠舎使用予定によると、一月十三日の陸軍騎兵学校による使用から始まり、十一月三十日の陸軍歩兵学校まで、使用期間はさらに長期化する一方、使用部隊は野戦部隊が減少し、教育総監部によって統括される諸学校が飛躍的に増加しており、騎兵学校、歩兵学校のほかに、陸軍士官学校、陸軍野砲兵学校、陸軍戦車学校、陸軍工科学校、陸軍自動車学校、陸軍軍医学校、陸軍通信学校、航空士官学校、予科士官学校、野戦砲兵学校などとなっている。⁽⁸⁴⁾歩兵聯隊など多くの野戦部隊が大陸の戦線に膠着する一方、兵器や戦術の変化に対応しこれに通じた兵員の一層の確保が本格的な課題となり始めていたことを示すものと言えようか。

2 富士登山との併用

山麓に広がる演習場だけでなく、富士山自体も演習の場として利用された。

静岡聯隊は、昭和八年、部隊全体約一四〇〇名で富士登山を計画したが、聯隊全員の富士登山は「聯隊創設以来の壮挙なるため軍部及び各方面より」注目された、⁽⁸⁵⁾という。重機関銃を頂上まで携行したり、高山の耐寒演習をおこなうものとされた。⁽⁸⁶⁾同聯隊は板妻廠舎に宿営して演習中であつたが、結局、六月二十四日から徹夜の行軍をおこ

なったが、富士登山は悪天候のため中止した。⁽⁸⁷⁾

同年七月、歩兵第一聯隊と歩兵第四十九聯隊からなる歩兵第一旅団が、富士登山と富士裾野演習場での訓練を組み合わせた演習を実施した。甲府の四十九聯隊が山梨県側から富士登山の後裾野演習場へ、東京麻布の一聯隊は静岡県側から富士登山し、その後同じく裾野演習場へ行軍し、両聯隊で攻防演習の予定だったが、一聯隊の兵士のかから裾野演習場で昏倒する者が続出し、死者八名重傷者百余名という大惨事となった。⁽⁸⁸⁾

3 化学戦演習

富士山麓の演習場、とくに富士裾野演習場においては、昭和初年頃から、毒ガスを使用する化学戦の演習がおこなわれている。

昭和二年九月、天皇親閲のもと、野外におけるガス演習として、科学研究所第三部所管で、「陣地攻防演習」に便乗しホスゲン野砲弾射撃による効力試験⁽⁸⁹⁾が実施され、一ヘクターあたり百発のホスゲン弾を一分間射撃したとされる。

科学研究所は、昭和七、八年ころにも、「富士演習場」でガス演習をおこない、化学戦に関連するデータ収集をおこなった。⁽⁹⁰⁾

同研究所は、昭和八年、富士裾野演習場での化学兵器実験を計画し、これには陸軍だけでなく海軍技術研究所からも見学依頼が出された。⁽⁹¹⁾

翌九年八月初めにも裾野演習場で「化学演習」が実施されたが、近接する印野村および玉穂村では、この演習が、

八月末頃から始まった五百本ほどのケヤキの枯死の原因と考えられ、陸軍省に対し補償申し入れをおこなう事態となった。⁽⁹²⁾

軍医学校生徒隊による「衛生化兵実習」が、昭和十三年十一月、裾野演習場でおこなわれ、対ガス戦を考慮した宿営地の選定や、ガス検知、動物実験、化学兵器の分析などを、二隊にわかれて実施した。⁽⁹³⁾

昭和十七年四月に近衛師団司令部によってまとめられた『近衛師団管轄演習場規程』第二二条によれば、当時近衛師団が管轄する演習場となっていた富士裾野演習場に「特殊演習場」が設置されており、その場所は「付図」によれば、「瀧ヶ原特殊演習場」および「板妻特殊演習場」であった。⁽⁹⁴⁾

こうしたことから、富士裾野演習場では、昭和に入ると、おそらく定期的かつ頻繁に化学戦の演習がおこなわれていたものと考えられる。

4 学生等による使用

前述のように昭和八年の一年間、富士裾野演習場には、延べ約四六万名余りの兵士が宿営したが、これ以外に学生、青年訓練所生徒、在郷軍人、青年団員による使用も合わせて七万一六五六名に達した。⁽⁹⁵⁾ 富士山麓の演習場は本来の目的のために陸軍が使用しただけでなく、当時の中学生や大学生のいわゆる軍事教練においても用いられた。以下その事例を列挙してみよう。

昭和九年、御殿場口の開山式は七月一日におこなわれ（八月末までが一般登山客の富士登山シーズン）、同日から一般登山客の富士登山が始まったが、御殿場口にあった二〇余りの石室はすでに裾野演習場を使用する兵士や学

生のために、富士登山のシーズン開始に関係なく営業を始めていたという。⁽⁹⁶⁾ 同年の演習延べ人員は一〇万を超えたが、学生の野営団体も約五万名を数えたという。⁽⁹⁷⁾

昭和十年にも、前年同様、御殿場口での登山客受け入れの準備は開山式以前に整っており、それは一般登山のシーズンに関係のない裾野演習場を使用する兵士そして学生がすでに御殿場を訪れていたからであつたという。⁽⁹⁸⁾

北富士演習場の事例に関しては、昭和十八年八月三日から五日にかけておこなわれた、当時、都留中学四年生だった後の山梨県知事天野久の回想がある。三八式歩兵銃を肩に学校から三〇キロメートルほどの行軍の後、「皇国軍人」のひとりになったような緊張感のなかで、匍匐前進の訓練中に腰の剣を紛失して指導教官からいわゆるビンタの制裁を受けたことなどが語られている。⁽⁹⁹⁾

日本大学法文学部法科学科学生およそ六〇名は、昭和十九年四月中旬、御殿場口から富士裾野演習場のおそらく瀧ヶ原廠舎に入り、仮想敵陣地を攻撃する演習をおこなつた。⁽¹⁰⁰⁾ 演習は、廠舎に到着早々夜半に起床して行軍を開始し、払暁に突撃隊形を展開する作戦計画で実施されたという。⁽¹⁰¹⁾

四 地域住民と演習場

1 演習による被害

そもそも演習場の設定によって、これに取り込まれた民有地は使用不能となり、地域住民はまず自らの土地や入

会慣行を持つ山野に対して自由な出入り、使用ができなくなった。明治四十一年八月に須山村役場が告示した「実弾射撃二関シ危険予防心得」によれば、実弾射撃の演習にあたっては、主要道路に注意事項を掲示すること、射撃をおこなう当日は射場に赤旗を掲出して注意喚起をおこなうこと、射撃はおおむね午前八時から午後四時の間にこなわれること、射撃演習当日は射場に立ち入らぬこと、緊要な場所には歩哨を立たせるので指示に従うこと、彈丸や破片を拾ったり不発弾を掘り出してはいけない、等のことが地域住民に告知された。⁽¹⁰⁶⁾

しかし、演習場で演習がおこなわれることで地域住民は、身体や生命にかかわる直接的な被害、家屋や農作物など財産上の経済的被害、行動の制約や規制などさまざまな被害をこうむった。そのため大正元年十一月、玉穂村では、演習によって玉穂村民が被害を被った場合は村長に申告し、村長が被害状況や損害額の調査をおこない、損害額五円を越える場合は村の一般会計から「村民共通損害」として損害額を支払うことなどを取り決めた。⁽¹⁰⁷⁾

大正八年七月には、重砲兵射撃学校の演習中、須山村内の住宅から二〇間（約四〇メートル）の至近距離に実際に砲弾が落下する事態が生じた。⁽¹⁰⁸⁾

演習に参加する部隊が演習場までの一般道を損壊する事故も起こった。砲車や戦車の通行による損壊を補修しようとするれば、富士山麓の火山灰地という特殊性から、一平方メートルあたり八円から一〇円かかり、地域を悩ませた。⁽¹⁰⁹⁾

演習場に廠舎が整備される以前には、宿营地などの提供が地域の負担となっていたことは既述したところだが、廠舎の完成後も、いわゆる接待と称して、通過する演習部隊に対して湯茶や味噌汁が地域住民によってふるまわれた。⁽¹¹⁰⁾ また、演習に参加する兵士の数が多数に上れば、廠舎からあふれる将兵が出た。こうした者たちへの宿舎の

幹旋は基本的には町村役場がこれを所管し、実際に宿舎などの配分をおこなったのは地域の在郷軍人会幹部⁽¹⁰⁾であり、地域住民の立場に立てば、地域社会の中で摩擦や孤立を避けようと思えば、内心負担と感しても、これを受け入れざるを得なかったものと考えられる。ただし宿舎となった各戸や在郷軍人会には宿舎料や手当てが支払われたが、その金額は、御殿場の二枚橋区の民家を昭和九年十月に宿舎とした砲兵監部演習部隊の場合、宿舎料が将校、准士官で一泊四食一人当たり九六銭、下士官、兵が同八三銭、馬匹一頭あたり三銭、在郷軍人会への手当一円、総額一二〇円七一銭であった⁽¹⁰⁾。そうした支払いは、たとえば昭和九年十年ころで、年間約五〇万円とされる⁽¹⁰⁾。

2 入会および地域住民の演習場利用

地域住民による演習場利用の典型は、農地としての利用である。静岡県側では、明治の末年頃すでに地域の住民が「隠密」に開墾や耕作をおこなっていた⁽¹¹⁾。大正期に入ると、演習地であった大野原では、地区住民が軍にかかわりなく火入れをおこなっていた⁽¹¹⁾が、それは耕地として使用するためであったに違いない。一方、大正期には、そうした地域住民の演習場利用を取り締まる動きも起こった。大正八年七月、業を煮やした陸軍は須山村長を通じて、「御料地貸下地侵墾者」の取り締まりを通告してきた⁽¹²⁾。山梨県側では、演習場の完全な開設が既に日中戦争期に入っていたこともあって、地域住民の演習場内での耕作は単なる「侵墾」などではなく、食糧増産という目的のために陸軍も認めざるを得なくなっていた。昭和十六年五月、忍野村と福地村は、近衛師団から「戦時食糧増産ノ為メ」借り受けた百町歩を二分の一ずつに分けることを取り決めている⁽¹³⁾。福地村は同地で全村民の勤労奉仕によって藪を刈り抜根をおこない農地とし、二〇町歩に麦を播いた⁽¹⁴⁾。昭和十八年七月、福地村は、主食の代用品となる薯や

豆類、蕎麦類を作付けする「食料飼料資源開発計画」を策定し、軍に対し陸軍用地（演習場）の「借受願書」を提出している。⁽¹⁵⁾ この計画は一部を除き許可され、在郷軍人、学生報国隊などによる労力奉仕によって耕作された。⁽¹⁶⁾

演習場が排出する人糞や馬糞も地域住民にとって資源として有効活用できたが、それら同様に価値を有していたのが、いわゆる廃弾であった。当初、地域住民が自ら演習場に許可なく立ち入って廃弾を採取したため、明治末年頃から軍はその統制を図る目的で地域と協定をむすび、あるいは陸軍から払い下げをおこなうなどしたが、その総額は明治四十五年から昭和二十年まで、裾野演習場が存在した玉穂村、印野村、原里村三か村で約三〇万五〇〇〇円に達した。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

五 富士箱根国立公園の開設

1 国立公園開設の経緯

日本における国立公園開設を目指す動きは、官民のさまざまな分野から起こっている。明治四十四年、第二八回帝国議会には「日光を帝国公園となすの請願」が日光町長から提出され採択にいたっている。⁽¹⁹⁾ これに対する国の側の具体的な動きはなく、大正十年第四四回帝国議会提出の、富士山を対象とする「明治記念日本大公園国立ノ請願」も、内務省次官が調査善処を答弁するに終わった。⁽²⁰⁾ ただし、同年、内務省衛生局保健調査課が国立公園行政を所管することとなり、翌十一年、調査が開始されて、阿寒、登別、十和田、日光、上高地、富士、大山、阿蘇、霧

島など一六カ所の候補地が選定され、調査は昭和三年まで続いた。⁽¹²⁾ 富士山周辺について調査にあたった林学博士田村剛は、新聞の取材に対して、国立公園一般について、誰でも遊びに行けるための道路、安価な宿泊所などを政府が買収、整備して、万人のためのものとすべきであるとし、富士山については、宿泊施設としての石室を改善し暴利をむさぼる地域の商人や強力を排除するためにも政府の援助が必要であるなどのことを述べている。⁽¹³⁾ 大正十二年三月には、衆議院議長から首相に対し「富士山ヲ中心トスル国立公園ノ設定及岳麓一周鉄道速成ニ関スル建議」がなされ、富士山について「世界秀峰ノ第一タル敢テ辞ヲ弄スルノ要ナシ」としている。⁽¹⁴⁾ この時点ですでに国立公園の開設による富士山の自然保護は、観光開発といわば一体のものとして構想されていたこと。「秀峰」と表現されているのみで、後のようないわゆる靈性の強調はおこなわれていなかったことが注目される。大正末年には、さらに複数回、国立公園開設の建議が衆議院長から首相に出され、⁽¹⁵⁾ 国立公園の開設ないしはそのための国による調査研究の機運がたかまった。昭和に入っても、富士山に関して同様の建議がなされ、⁽¹⁶⁾ ますます国立公園開設の期待は高揚した。こうした建議書で注目されるのは、国立公園の開設を求めるほとんどの山岳に対して、その存在の靈性を強調していることである。富士山は「靈峰」と表現されているが、その他にたとえば浅間山は「靈山」、八ヶ岳は「靈気」、大山は富士山同様「靈峰」、霧島山に対しては「靈地」と表現している。国立公園全体に対して、国民の健康維持とともに、国民の「教化上」の必要を満たす役割が求められたのである。⁽¹⁷⁾ 以上のような経過を経て、昭和六年三月、国立公園法が定められ、第一条で「国立公園ハ国立公園委員会ノ意見ヲ聴キ区域ヲ定メ主務大臣之ヲ指定ス」とされた。昭和七年十月には、内務省の選定特別委員会日光、富士など一二カ所が可決され、区域についてはただちに内務省の囑託職員が調査を開始した。⁽¹⁸⁾ 富士山域については、山梨県、神奈川県については、昭和七年

十月から十一月にかけて現地調査がおこなわれたが、静岡県側については富士裾野演習場が存在したため、調査は翌昭和八年三月に二週間かけておこなわれた⁽¹²⁹⁾。当時の内務省の演習場認識は「公害地」⁽¹³⁰⁾であつて、国立公園の開設にとつて障害となる場所ということだったと理解できよう。

富士山周辺の各県の動きはどうだったか。山梨県では、大正十三年三月、県が富士山麓を名勝に仮指定し、知事は開発に先立って保存すべき自然の景勝を破壊せぬようにしなければならぬとの考えを表明している⁽¹³¹⁾。さらに昭和二年、県会は、「富士岳麓ノ国立公園指定ニ関スル件」を決議して内相に提出し、国による岳麓の開発を求めた⁽¹³²⁾。また、昭和四年、富士国立公園山梨県協会が、昭和七年には山梨県景勝地保存協会が設立され、富士山をはじめ景勝地に対する県民の関心も高まった。しかし、国立公園の指定に先立って、それまでに知事が名勝地として文部大臣の許可のもと仮指定していた地域は、文部省指定の天然記念物を除き、指定解除とされた⁽¹³³⁾。従つて、景勝地保全のための県による仮指定地は、国立公園の中において存続しえるのみで、国立公園の外、つまり軍の演習場においては存続しえなくなることの意味した。一方、静岡県側では、既に存在した富士裾野演習場が、国立公園の区域などを県の立場から考える上で、大きな障害となつた。昭和四年八月、富士国立公園静岡協会は既出の田村などに依頼して、「富士山を中心とせる公園計画」とりまとめの一環として、「富士風景計画」を策定しようとしたが、結局、「陸軍用地とも直接交渉がある」という理由でこれを放棄した⁽¹³⁴⁾。つまり、静岡県による富士山周辺の自然の保護および開発は、すくなくとも県の認識では、既成の演習場との折り合いの中でしか解決しない問題となつていたのである。昭和八年、富士裾野演習場の三〇〇〇町歩について、国立公園に指定する案が浮上し、陸軍はもとより静岡県もこれに反対したが、県の反対理由は「地元の経済□（一字不明）の打算から」とされ、内務省は演習場を除外

して替わりに愛鷹山を国立公園に加えようと動いた、という⁽¹³⁶⁾。

昭和六年九月の国立公園法の施行と時を同じくして施行された国立公園委員会官制によって、委員長と少なくとも四〇名の委員からなる委員会が機能し始めると、委員会が、昭和七年、阿寒、十和田、富士箱根など一二カ所を正式候補地として答申し、これをうけて内務省は、それらを実地調査し具体的な区域を決定し、昭和九年から十三年にかけて四回にわたり、国立公園の指定をおこなったが、富士箱根は昭和十一年二月の第三回指定および昭和十三年十二月の第四回の区域追加指定によって確定した⁽¹³⁷⁾。富士箱根に関して議論がおこなわれたのは、昭和十年十二月の第七回委員会および昭和十一年十一月の第九回委員会から昭和十四年九月の第一二回委員会までの合計五回の委員会においてだった⁽¹³⁸⁾。この間、昭和七年三月の特別委員会では、富士山は眺める山であるから立ち入りを前提とした規制は「大ザッパ」にしてはいかかかという一委員の発言に対し、陸軍の演習地の存在を以ってこれに反対する意見が出た⁽¹³⁹⁾。そして昭和八年十二月の特別委員会では、委員会幹事から富士に関する内務省と陸軍との間の交渉経過が説明されたというが、その内容については不明である⁽¹⁴⁰⁾。委員会には、軍を代表する人物、より端的な言葉で、軍人は任命されていなかったのであろうか。この点に関しては不明な点が多いが、特定の時期に臨時的な委員として軍人が入っていたことは確認できる。昭和八年当時の海軍中将寺島健および昭和十年当時の海軍中将豊田副武である⁽¹⁴¹⁾。海軍の要塞地帯にかかわる技術的な問題に関し発言するために臨時の委員となっていた可能性はあるが、委員会で果たした役割は不明といわざるを得ない。陸軍軍人については委員の中に存在を確認できない。当面、国立公園委員会はあくまでも国立公園を所管する内務省の立場から、審議をおこなう存在と理解しておきたい。

内務省の国立公園委員会での審議は、昭和十年十二月二十三日の特別委員会で区域についての決定がなされ、実

質的に終了した⁽¹⁴⁾。陸軍も、十二月二十四日付けの内務省宛陸軍省通牒で両者の協議が合意成立したことを確認している⁽¹⁵⁾。

2 富士箱根国立公園と演習場

陸軍は、昭和八年ころから、将来の山中湖方面の演習場について、既設の富士裾野演習場を馬返しから太郎坊附近まで拡張し、山中湖附近から富士山麓を跨いだかたちでの一体運用が可能となるように設定したいと考えており、地域が「猛烈な反対運動」をおこなうなかで、静岡県⁽¹⁶⁾の支持も得て、これを阻害する富士国立公園の区域設定に反対していた⁽¹⁴⁾。富士国立公園の区域設定に関し、内務省と陸軍との対立は、国会の委員会審議でもとりあげられ、「陸軍内務両省の間に紛争が生じ」ているとされた⁽¹⁵⁾。

富士箱根国立公園の区域がおおむねかたまつた、昭和十年十二月二十日、内務省で開かれた特別委員会では、委員と内務省当局との間で、次のようなやりとりがおこなわれた⁽¹⁶⁾。すなわち一委員によって、富士箱根国立公園の区域に関して、陸軍省との交渉の結果、御殿場地域などに国立公園区域を設定するという内務省案を「オ諦メニナツタ状況ヲ聞キタイ」との質問があった。これに対し、内務省は、御殿場の演習場は軍の利用が盛んで演習場を横切することも困難なほどで、この地域は「事実上区域ニ必要ナ」しと判断した。今回の演習場の拡張部分に関しては、内務省としては「国立公園ノ利用上重要ナル故山中須走方面ハ国立公園ト両スルヨウニシテ貰エナイカト希望シテ折衝シテ」きた。陸軍は予算の範囲内で買収する予定のようだが、対象地域ではたとえ国立公園となつたとしても開発をおこないたい意向のよう⁽¹⁷⁾で、陸軍の買収に依拠していない。そのため陸軍としては、内務省との折衝で国立公

園から除外された地区を買収すればよかろうという、「歩ミヨリノ気運」が生まれ、演習場と国立公園を両立させるのは「考エナイヨウニシテクレ」と主張して来ている。さらに陸軍は、他所に長い射程の演習場がなく、どうしても富士山麓については確保したい。他の地域では、「国立公園ノ必要ナ限度ヲ」演習予定地から「割愛」するまで主張している。大要、以上のように回答した。

つまり、陸軍は、既設の富士裾野演習場とこれを山梨県側へ拡張するかたちで土地買収中の将来の北富士演習場について、地主が陸軍への土地売却を躊躇するのは、仮に演習場になったとしても、内務省による国立公園区域にも入る可能性があれば、将来の開発の余地が残されると考えているからであって、演習場と国立公園の二重指定という状態を避け、この際、限られた範囲でもよいから軍用地すなわち演習場と民有地を明確に分離した形で演習場を確保したい。そのためには、他地域においては譲歩してもよい、と主張したと理解できよう。

さらに、内務省の説明によれば、ゴルフ場や別荘地等山中湖を中心とした開発地は、元々は演習場予定地だった。これを演習場予定地から除外し、演習場区域に入った場所でも、富士桜、レンゲツツジの群生地は保全し、河口（湖）、山中湖間の道路沿いの演習場予定地では幅一〇〇メートルにわたって樹木を伐採しないという協定が、陸軍との間で成立した、という。一方、演習場の外となるゴルフ場の付近には将来も人家や工作物を造らず、砲兵の通過を認め、監的を国立公園区域内につくることを認めることとなった、という。以上のような交渉の結果、演習場は、北方の山中（湖）の陣地から南に向けて砲を発射することになり、南側が「的」になるので、その地帯を国立公園区域から除外したが、こうした妥結を、内務省・軍「双方今後共理解シ合ツテ我慢シタイ」と、内務省担当者は回答した。

内務省からは、重ねて、「陸軍ハ最初ハ非常ニ強硬ガツタガ最近非常ニ理解シテクレマス」との発言もなされた。上述の折衝の経過説明ともあわせて考えれば、陸軍は当初の一方的な主張を和らげ、内務省の国立公園区域案との妥協もやむなしという態度に変化したと理解できよう。

ただし、委員の中には、内務省の妥協的な交渉態度に不満を感じる者もいたようで、国立公園の区域をどこに設定するかの問題は重要であつて、「陸軍関係区域ハ編入ノ希望ガアツタト云ウコトヲ十分明カニサレタイ」との発言もなされた。つまり、本来富士箱根国立公園の区域とすべき場所が、陸軍の「希望」、意向によつて演習場とされてしまった、端的に言えば内務省としては不本意な結果となつたことを明確にすべきだ、というのである。

陸軍は、なぜ、あえて他所における譲歩まで示して、富士山麓の演習場確保にこだわつたのか。なぜ、国立公園との二重設定をあくまで回避したのか。

六 富士山の新たな性格

長期にわたつて安定した環境におかれてきた富士山のふたつの歴史的な性格、ひとつは信仰の対象の山という性格、もうひとつは芸術的感興の契機としての山という性格、このふたつの性格が宿るところとして安定的に語られてきた富士山は、近代以降、多方面からの新たな語り口によつて切り取られ表現されることになった。陸軍の演習場や国立公園の指定はその個別的例示に過ぎない。昭和初年にはこれらふたつ以外にも、その多様性を構成する新たな切り口がそれぞれ幾つも存在し始めていた。

1 富士山の社会化——観光富士山の出現

富士山に付与された新たな性格のひとつは、大正末年頃から昭和十年代頃にかけて急速に進んだ観光化、即ち売り物としての富士山という性格である。

富士山麓には、昭和初年には、既に現代とかわらない観光施設がそろっていた。ホテルや旅館、貸別荘、スキーヒュッテ、キャンプ場、学校夏季宿舍、スケート場が立地し、そこへやって来た人々は単に雄大な富士の自然を堪能するだけでなく、スキー、スケートはもちろん乗馬、つり、舟遊び、競馬、ゴルフなどをおこない、さらに湖畔の料亭で酒食を楽しんだ。⁽¹⁴⁸⁾ 単なる娯楽施設だけでなく、博物館の設立計画がたてられ、山頂や山麓の神社にすら観光名所となることを期待した巨大な鳥居の建設計画がつくられ、また実際に建立された。⁽¹⁴⁹⁾

富士山そのものはもちろん、こうした施設の宣伝活動が盛んにおこなわれた。北麓の開発会社は南麓の新聞に現業内容すなわちホテル・貸別荘の営業や将来の事業計画たとえば電燈会社の設立などを広告し、南麓の観光関係者は、「座談会」を開いて、主要駅へのポスターの掲示や新聞広告の掲載、「富士音頭」の募集、遊園地やグラウンド、図書館の新設新築をぶち上げた。⁽¹⁵⁰⁾ 「裾野音頭」には国立公園指定前にもかかわらず「富士の裾野は国立公園」という歌詞が歌い込まれ、その他、鉄道会社によるキャンペーンのための調査がおこなわれ、ラジオによる富士登山の実況放送計画が立てられ、地域の山岳会が山麓の新ハイキングコースを提案するなどした。⁽¹⁵¹⁾ 静岡県は内外客の誘致のため交通業者や旅館組合等による連合発展協議会の開催をはかり、国の国際観光局は富士山を紹介する写真の撮影地として、東海道線興津附近の海岸を選び、列車富士号が富士山を背景に海岸線を疾駆する様子を撮影した。⁽¹⁵²⁾

観光施設の存在とその宣伝は、富士山麓の交通機関の整備と一体となってなされた。昭和三年には富士身延鉄道が甲府に乗り入れ、中央線と東海道線が結ばれ、昭和六年には富士山麓電気鉄道が開業する一方、北麓と甲府方面を結ぶ国道が開通し、中央線の電化もなされた⁽¹⁵⁾。登山道も含めた道路網に関しては、小山町と須走村の間に旧来からあった登山道の改修が昭和八年完成し、乗合バスの出願がおこなわれ、また、同年、現在の富士宮からのいわゆる大宮口の一合目まで自動車道が完成し、富士山の周囲を大宮から御殿場まで、道路網が⁽¹⁶⁾つながった。道路の整備を反映し、山麓以外からも、たとえば関西方面からの観光客のためのさまざまな周遊コースが、富士五湖周辺に設定されたし、昭和九年十二月には丹那トンネルが開通して、東京・富士駅間は約一時間となり、以前にも増して多数の登山客が予想される状況となった⁽¹⁵⁾。そのほか、昭和十年半ばころ、山梨県によって、北麓の吉田口から直径一六メートルのトンネルを掘削し、ケーブルカーで山頂まで四〇分で移動する計画がたてられたが、当初から内務省は、富士山は「信仰的靈山」であるから「汗をしぼりながら登り山の靈氣」にふれるべきだと反対し、結局実現しなかった⁽¹⁶⁾。

日本での最早期にあたる明治四十二年十二月、横浜在住のオーストリア商社員がスキーをしたのは富士山西麓の太郎坊でのことで、大正元年、新潟高田聯隊の鶴見大尉ほか五名が吉田口からスキーで富士山に登頂し、籠坂峠、須走、御殿場と走破し、翌年には約五〇名のスキークラブも地域に組織されていた⁽¹⁷⁾。こうした富士山とスキーの日本における始初的関係を背景に、太郎坊の山室経営者が冬季も開業してスキー客に対応を始めたのは昭和初年の頃で、昭和七年には鉄道が静岡で売り出したスキー割引切符がシーズン中八九四枚、スキー場行普通乗車券が一一五〇枚売れ、昭和八年には静岡市にもスキークラブが組織された⁽¹⁸⁾。昭和八年三月頃の太郎坊のスキー場は東海

道沿線唯一のスキー場として多くのスキーヤーが詰めかけ、御殿場から馬返まではバス、馬返から太郎坊までは馬ソリを利用して一時間ほどであった。⁽¹⁵⁾ 同年末、太郎坊に隣接して御殿場町営スキー場が計画され、翌シーズンの昭和九年には御殿場町営の富士山御殿場スキー場が開設された。⁽¹⁶⁾ 昭和十年一月の日曜日には、同スキー場に五〇〇名が詰めかけ、二月には、御殿場口の強力が主唱して御殿場山岳スキー倶楽部が発足、また、三島スキー倶楽部も同所で発会式をおこなった。⁽¹⁶⁾ 昭和十一年の正月三日に、京浜方面、三島、沼津、清水、静岡方面より、およそ三〇〇名が訪れた。⁽¹⁶⁾ 同じ年の初め、山梨県側の山中湖畔にもスキー場が開かれ、中央線からも東海道線からも行くことができ、ヒュッテが整備されていてスロープも広大であったため、太郎坊のスキー場との間でスキー客の争奪戦となった。⁽¹⁶⁾

こうした山麓の多様な発展、賑わいは、登山者の行動をも多様化させた。登山者の数自体も年によって大きく変動した。たとえば昭和九年の登山者は八月下旬の段階で、静岡側大宮口の集計をまとめると、登山者一万五七八五、下山者一六七三、石室休泊者五七四二で、いづれも前年の半分に満たなかったというが、自動車業者のみは前年並みの一台につき約三〇〇円稼いだというから、登山者、下山者の自動車利用率が大いに上昇したことになる。減った登山者がどこに行ったかといえは、山梨県側の吉田署の調査によれば、本栖湖精進湖方面を中心に富士五湖の遊覧に前年の倍の約八二万名が押し寄せ、昭和十一年には和洋折衷式三階建て五四客室の県営富士ビューホテルが竣工し、「富士五湖遊覧時代」と言われた。⁽¹⁶⁾ 昭和十年の春は、いまだ雪の残る富士山に登山するものが多数にのぼり「時ならぬ大賑い」の態をみせたという。⁽¹⁶⁾ 富士山を訪れる人々の、富士の楽しみ方の多様化に対応して、交通、宿泊関係から登山用具商にいたるまで多数の関係業者が町村や県、警察などと合同してしばしば会議をおこない、ま

た、警察、郵便局などは単独で対応策を練る場合もあった。⁽¹⁶⁷⁾ 富士登山の目的にも変化が起こった。登山そのものが目的ではなく、富士の自然を護ることを目的とした登山が、昭和八年には山梨県側、静岡県側両方で予定されたが、それは両県の青年団が登山道の清掃のために計画したものであった。⁽¹⁶⁸⁾

2 富士山域外の自然

富士山域外の自然への関心がたかまったのも、富士山などへの国立公園設定の議論がおこなわれていたのと同時期であった。たとえば昭和八年には、富士山以外の場所での自然保護にかかわりを有する以下のような動きがあった。⁽¹⁶⁹⁾

まず一月、静岡県は「都市における自然美の保存を図る」という目的を達成するために、静岡市と清水市において、風致地区を設定することとした。具体的には、静岡市においては駿府城周辺や日本平など、清水市においては三保の松原等が設定の場所として挙げられていた。

三月には内務省土木局長および衛生局長から静岡県に通達があり、県がおこなう河川の使用許可や工事の実施設計許可、鉱業等出願などについて、すべてを本省に対して問い合わせをおこなうよう求められた。

さらに九月になると、他の一九の道府県とともに、県立公園の設置が静岡県においても計画された。この計画は国が国立公園の指定をおこなうことに連動して、各道府県においても公園を設定し、国による国立公園の指定同様、風致景勝の保護をおこなおうとするものであった。

3 放送と富士山

昭和八年正月二日、午前六時二五分から、ラジオは「国立公園特別講座 国立公園の使命」を放送した。出演者は内務省衛生局長であった。以降、開設が予定された国立公園の概要について、それぞれ適宜の出演者が放送を行った。富士に關しては、一月九日の午前六時二五分から登山家小島烏水が担当した。この一連の放送は、全国放送であり静岡でも放送が予定されたものだった。⁽¹⁷⁾

同年一月十六日には、午後〇時五分から、静岡地域のラジオ放送で、「スキー民謡」「富士御殿場小唄」などが御殿場の芸妓によって披露される番組がもたれた。どちらも富士山をうたった歌詞であった。⁽¹⁷⁾

七月二十四日、「富士山を仰ぐ一日」と称して、ラジオは山頂からの放送を含めて富士山関連の番組を一日中放送した。そのなかには、柳田国男による「靈山と神話」、富士山本宮浅間神社の宮司高原正作による「日本精神と富士山」といった放送がおこなわれた。⁽¹⁷⁾

昭和十年六月には静岡放送局によるラジオ放送として、富士登山の実況放送が計画され、六月十七日には電波状況などの調査もなされた。⁽¹⁸⁾

富士山のラジオへの登場は、おそらくその靈性に一定の影響を与えずにはいられなかっただろう。それまで自身実際に登ったり眺めたりすることで初めて得られた富士山からの感興は、自身がどこにいようと、音によるイメージの世界から可能になったのである。

おわりに

明治以来演習が繰り返されて徐々に形成された富士裾野演習場の山梨県側への拡大と、国立公園開設のための調査や審議の動きが、具体的に提起されたまた現実性を持ち始めたのは、昭和初年のおおむね昭和十年ごろまでのことであつた。

この時期の富士山が置かれた環境は、このふたつの要素つまり軍事と自然に規定されたうごきだけではなく、実に多様な社会的要因によって構成されていたことは、前章においてみたとおりである。そこに挙げたもの以外にも、須走に在住する小鳥の鳴きまね名人を招いて探鳥会が計画されたり、東京の広告代理店は登山競争を主催し、自動車レースが開かれて広大な山麓をダッジやシボレーが疾走し、山頂では重さが一〇〇キロをはるかに超える巨大な国旗を用いた国旗掲揚大会が企画された。⁽¹⁴⁾ また、山梨県西八代郡の富士川上流からトンネルで富士の裾野に水を引いて耕地を生み出す計画を、静岡県の耕地課が打ち出したのは昭和八年のことであつたし、国際的な連携のもとで、国が気象観測や宇宙線調査のために山頂や山麓に施設を整備したのも、昭和七年から九年にかけてのことである。⁽¹⁵⁾

富士山には、近世はもちろん明治、大正期にも見られなかった、新しく多様な波が押し寄せていたのである。これを、「富士山の社会化」と言うとするれば、上述の観光化や演習場による軍事化も、この「富士山の社会化」の一構成要素に過ぎない。

ただし、「富士山の社会化」を構成するそうした要素のうち、富士山に与えたイムパクトが最も大きかったのが、

外部から持ち込まれ刻印された、陸軍の演習場と国立公園であった。その意味で、両者は、一見対立する存在、つまり一方は富士の自然に砲弾を撃ち込んでこれを破壊する存在であり、一方は広大な自然を維持し保護するために設定される存在、と認識されがちだが、実は押し寄せ始めた「富士山の社会化」の波を必死に防ぎ押しとどめ、富士山をめぐる二大国家プロジェクトとして、いわば富士山の「分配」をおこなおうとしていた点で、コインの表裏の存在にすぎなかった。その意味で、交渉が進むにつれて、陸軍の交渉態度の変化について、当初よりも「妥協的」になったと内務省側が感じたのは当然であろうし、既に見たように具体的な妥協内容に両者の妥協の跡が歴然としているのも、無理からぬことであった。両者が示した妥協は、単に内務省が陸軍に、陸軍が内務省におこなったものではなく、両社の交渉が盛んになされていた時期、昭和初年に急速に立ち現れた「富士山の社会化」への危機感の共有結果でありまさにそうした危機の存在に対する妥協であった。

昭和十五年段階に達すると、両者の妥協は、より真剣でなりふり構わぬものとなり、陸軍のそれについて言えば、新たにひらかれた西麓の西富士演習場では、一定以上の火力の砲について実弾射撃を禁じ、演習がおこなわれていない限り一般公衆の乗馬や徒歩による旅行などでの立ち入りを認めた。その理由は「該地域ノ大部が富士箱根国立公園区域ニ包含セラレアル」からであった。⁽¹⁶⁾ 昭和十五年の陸軍といえども、「分配」は公正におこなわざるを得なかったのであり、軍事上の要請と自然の保護・開発は、富士山において見事な均衡的一体化を示していたのである。

注

(1) 『陸軍軍事施設調書 昭和20・8・15』(防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。原史料において「平方呎(フイー

- ト)で表記されている敷地面積は、平方キロメートルに換算し概数で示した。
- (2) 御殿場市史編さん委員会編『御殿場市史』六 近代史料編Ⅱ、御殿場市役所、一九七九年、三二九～三四三頁。
 - (3) 『北富士演習場問題の概要 昭和46年3月』山梨県民室北富士演習場対策班、一九七一年、一〇～一三頁。
 - (4) 田村剛編、厚生省国立公園部監修『日本の国立公園』国立公園協会、一九五一年、二八四頁。昭和十一年二月一日付け内務省告示第三十二号による。
 - (5) 当時内務省が所管した国立公園行政は、富士山麓以外にも、水力発電事業をめぐって通信省と、瀬戸内海粟島の要塞をめぐって海軍省と衝突していた。同前、四一頁。
 - (6) 「第七回国立公園委員会総会の記」『国立公園』八一、一九三六年一月、二七頁。
 - (7) 愛場秋文『国立公園』宝文館、一九二八年、二八三～二九二頁。
 - (8) 同前、三二三～三一四頁。
 - (9) 岸衛『広義国防と国立公園』『国立公園』九一三、一九三七年七月、二頁。岸衛『観光立国』東京ニュース通信社、一九五七年再版(一九四七年初版)、一六四頁。同書で岸は「富士山県」の創設などを主張している。
 - (10) 田村剛「時局と国立公園」『国立公園』一〇一、一九三八年五月、七頁。
 - (11) 三原鼎「国体より観たる富士山」『偕行社記事』七〇一、一九三三年、一三三頁。
 - (12) 樋貝義治「戦記・甲府連隊」サンケイ新聞甲府支局、一九六四年、二二七、六一一～六一二頁。
 - (13) 『政党の軍民離間運動の実証』帝国新聞社思想部、一九三四年、三～四頁。
 - (14) 飯田文彌「富士北麓開発のあゆみ」富士急行50年史編纂委員会編『富士山麓史』富士急行、一九七七年、一二五頁。
 - (15) 同前、一二六頁。
 - (16) 丸山宏『近代日本公園史の研究』思文閣出版、一九九四年、三四七～三七二頁。
 - (17) 内藤嘉昭『富士北麓観光開発史研究』学文社、二〇〇二年、一〇七頁。
 - (18) 村串仁三郎『国立公園成立史の研究 開発と自然保護の確執を中心に』法政大学出版局、二〇〇五年、二〇〇～二〇一頁。
 - (19) 山梨県編『山梨県史』通史編六、二〇〇六年、一二三、一二六頁。

- (20) 加藤峰夫『国立公園の法と制度』古今書院、二〇〇八年、一四〇―一五頁。
- (21) 同前、一五頁。
- (22) 砂本文彦『近代日本の国際リゾート 一九三〇年代の国際観光ホテルを中心に』青弓社、二〇〇八年。
- (23) 仁藤祐治『東富士演習場小史』富士タイムズ社、一九七五年、三六―四一、四四、四八―四九頁。
- (24) 御殿場市史編さん委員会編『御殿場市史』九、通史編下、御殿場市役所、一九八三年、一四三―一四六、一六二頁。
- (25) 荒川章二『軍隊と地域』青木書店、二〇〇一年、一二八、三〇六頁。
- (26) 荒川章二『軍用地と都市・民衆』山川出版社、二〇〇七年、八九頁。
- (27) 内務省衛生局編『社会教育パンフレット第58輯国立公園』社会教育協会、一九二八年。内務省衛生局編『国立公園候補地調査概要』一九三〇年。
- (28) 同前、八〇―八一頁。
- (29) 富士吉田市史編さん室編『旧三方村事務報告書 福地村編』富士吉田市教育委員会、一九八八年。同『富士吉田市史』史料編、六、富士吉田市、一九九三年。山梨県編『北富士演習場問題の概要(資料編)』一九八四年。『北富士演習場林野関係資料』林野制度研究会。
- (30) 山梨県議会議務局編『山梨県議会議史』四、山梨県議会、一九七六年。同、五、一九七八年。
- (31) 前掲『御殿場市史』六、近代史料編Ⅱ、御殿場市、一九七九年。同、七、近代史料編Ⅲ、一九八〇年。小山町史編さん委員会専門委員会編『小山町史』五、近代資料編Ⅱ、小山町、一九九五年。裾野市史編さん専門委員会編『裾野市史』五、資料編近現代Ⅱ、裾野市、一九九九年、等。
- (32) 東富士演習場重要文書類集編集委員会編『東富士演習場重要文書類集』上、御殿場市役所、一九八二年。
- (33) 田村剛『国立公園としての富士山麓の施設(講演)』富士山麓電気鉄道株式会社、富士山麓土地株式会社創立事務所、一九二五年。今井徹郎編『富士山及其の附近』山梨県山林協会、一九二八年、七五―八二頁、「富士山国立公園計画案」。『富士山を中心とする公園計画説明書』富士国立公園静岡協会、一九三〇年。
- (34) 山脇春樹『富士山麓開発に関する意見』富士公園鉄道株式会社創立事務所、一九一七年。

- (35) 前掲『軍隊と地域』一二三頁。前掲『御殿場市史』九、通史編下、一四三頁。
- (36) 静岡県教育委員会編『須山の民俗（静岡県史民俗調査報告書第十五集）——裾野市——』静岡県、一九九二年、六三頁。
- (37) 前掲『御殿場市史』六、近代史料編Ⅱ、三二九頁。
- (38) 前掲『軍隊と地域』一二二頁。
- (39) 前掲『御殿場市史』九、通史編下、一四四頁。
- (40) 前掲『軍隊と地域』一二三頁。
- (41) 裾野市史編さん専門委員会編『裾野市史』四、資料編近現代Ⅰ、裾野市、一九九三年、七八三〜七八八頁。
- (42) 同前、七八六〜七八八頁。
- (43) 前掲『御殿場市史』九、通史編下、一四五頁。前掲『軍隊と地域』一二四頁。
- (44) 前掲『御殿場市史』九、通史編下、一四六頁。
- (45) 前掲『御殿場市史』六、近代史料編Ⅱ、三三六〜三四一頁。前掲『軍隊と地域』一二七〜一二八頁。
- (46) 前掲『御殿場市史』六、近代史料編Ⅱ、三三〇頁。
- (47) 同前、三四一〜三四三頁。陸上自衛隊富士学校特科会編『日本砲兵史』原書房、一九八〇年、七二三頁。
- (48) 前掲『北富士演習場問題の概要（資料編）』一九八四年、一〜二頁。
- (49) 前掲『富士吉田市史』史料編、六、五四八頁。
- (50) 同前、五四八〜五五〇頁。
- (51) 『山梨日日新聞』一九三二（昭和六）年一月二七日、第二面、「第一師団から懇請 岳麓へ砲兵演習地」。
- (52) 同前、一九三二年一月九日、第二面、「陸軍演習地を奪取か 南麓瀧ヶ原から北麓へ」。
- (53) 前掲『富士吉田市史』史料編、六、八九〇頁。
- (54) 『山梨日日新聞』一九三五年一月二三日、第三面、「富士国立公園予定地から 四千町歩を除外」。
- (55) 同前、一九三五年二月二六日、第三面、「陳情の値六万円 陸軍演習地買上げに」。
- (56) 同前、一九三六年一月一四日、第三面、「演習地の小作人 連署して補償料要求」。

- (57) 前掲『北富士演習場問題の概要 昭和46年3月』一〇頁。
- (58) 同前、一二頁。
- (59) 同前、一〇～一一頁。
- (60) 同前、一二頁。
- (61) 中央大学歴史学会、富士吉田市企画課編『富士吉田市史基礎資料』一、入会篇、富士吉田市役所、一九六八年、九〇頁。
- (62) 山梨県議会議務局編『山梨県議会史』五、山梨県議会、一九七八年、二八〇～二八一頁。
- (63) 黒澤文貴「第一次世界大戦の衝撃と日本陸軍——軍近代化論覚書——」滝田毅編『転換期のヨーロッパと日本』南窓社、一九九七年、一八〇頁。富士裾野演習場に近接する三島町に大正八、九年に、野戦重砲兵第二聯隊、野戦重砲兵第三聯隊がそれぞれ横須賀、和歌山から移転し、野戦重砲兵第一旅団となった。静岡県編『静岡県史』資料編一九、近現代四、静岡県、一九九一年、一一七～一一八頁。
- (64) 前掲『東富士演習場重要文書類集』上、二頁。菅沼武男「富士裾野 陸軍廠舎建設の頃を語る(四)」『富士山』二二、一九三五年八月、一七頁。静岡県編『静岡県史』通史編5、近現代一、一九九六年、五二四～五二七頁。
- (65) 『静岡新報』一九三三(昭和八)年九月二日、第三面、「行悩みの演習地 買収問題好転す」。同前、九月四日、第三面、「大宮町を中心に 演習場設置猛運動」。
- (66) 同前、一九三五年二月一六日、第二面、「桜咲く頃には正式決定か 富士の国立公園 今月末内務省から調査に来県 県観光事業積極策」。
- (67) 同前、一九三五年三月一日、日曜夕刊第二面、「北郷村有地七十五町歩 陸軍へ売却 十一日村会で決定」。
- (68) 前掲『富士裾野 陸軍廠舎建設の頃を語る(一)』『富士山』一九、一九三五年五月、一九頁。
- (69) 中畑区史編さん委員会編『中畑の歴史』中畑愛郷会、一九八八年、四四六頁。
- (70) 『静岡新報』一九三五年九月二日、第二面、「駒門廠舎近く 着工」。同前、一九三五年九月二七日、夕刊第二面、「駒門陸軍廠舎 愈々近く着工 来春三月には竣成の予定」。同前、一九三五年一〇月二二日、第二面、「駒門廠舎の 地鎮祭を執行」。前掲『日本砲兵史』七二六頁。また、駒門には、昭和一八年、陸軍重砲兵学校が富士分教所を置いた。陸軍重砲兵学校史編纂委員会

- 編『陸軍重砲兵学校史』陸軍重砲兵学校史編纂委員会、二〇〇一年、二四、一三二頁。
- (71) 同前、一九三五年一月一日、第二面、「梨ヶ原廠舎敷地 坪二十銭の値開き」。
- (72) 裾野市史編さん専門委員会編『裾野市史』九、通史編Ⅱ、裾野市、二〇〇一年、一六〇頁。
- (73) 『陸軍省大日記』乙輯 昭和二年 第二類 第一冊「富士裾野演習場附属飛行場新設工事実施ノ件」昭和二年七月二六日 陸軍省大臣官房受領、(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。「陸軍省大日記 乙輯 昭和三年 第二類 第一冊」富士裾野演習場附属飛行場整備工事実施ノ件」昭和三年一〇月一日 陸軍省大臣官房受領、(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。
- (74) 『本土防空作戦記録(関東地区)』昭和二年五月二日 復員局、(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。
- (75) 『陸軍省大日記』乙輯 昭和十二年 第二類 第二冊「兵器返納並交付ノ件」昭和二年五月二四日 陸軍省大臣官房受領、(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。「陸軍省大日記 乙輯 昭和十五年 第二類 第四冊」兵器特別支給ノ件」昭和二年二月二三日 陸軍省大臣官房受領、(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。
- (76) 『近衛師団管轄演習場規程』昭和一七年四月一日、近衛師団司令部(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)、参照。
- (77) 『陸軍省密大日記』昭和十二年 第四冊「試験構築物ニ関スル新聞記事掲載禁止方ノ件通牒」昭和二年六月七日 陸軍省副官宛教育總監部庶務課長通牒、(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。
- (78) 『治安情報綴』昭和二十年「治安情報 第六号」昭和二〇年八月二日一六時〇〇分(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。「本土防空作戦記録(関東地区)』昭和二年一月 第一復員局、「附録第三 本土防空施設の梗概」八五〜八七頁(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。前掲『本土防空作戦記録(関東地区)』。
- (79) 北富士資料作成委員会編『北富士の歴史とたたかい』山梨県教職員組合北富士資料作成委員会、一九七五年、二九頁。元立川航空廠軍属小林菊三氏インタビュー「北富士における立川航空廠」。
- 元立川航空廠軍属小林菊三氏インタビュー「北富士における立川航空廠」
- 二〇〇一年一月一八日インタビュー。聞き手、松本武彦・土橋巧(山梨放送編成局ディレクター 当時)
- 小林菊三氏プロフィール
- 昭和二年一月二〇日生まれ。長野県須坂市在住。

昭和一八年四月 陸軍立川航空廠に入る。軍属。発動機工。
立川航空廠の移転にともない、昭和一九年一月北富士へ。

昭和一九年一月五日から二〇年九月二五日まで北富士にいた。私達のほかに立川から来た部隊がいたかどうかは知らない。相村隊長の下に軍人が兵隊も含め一〇〇名ほど、自分のような軍属が、発動機担当・機体担当などにわかれて一五〇名おり、元の人を数人雇って作業を行った。搭乗員はひとりかふたりだけだった。

廠舎は、入り口から富士山に向かって道があって、その左右に建物があった。富士山に向かって左に兵舎があり、自分は一番奥の兵舎にいた。その先は門があって、演習場になっていた。道の右側には馬小屋などがあった。冬の寒さは厳しく、風呂から兵舎に戻る数分のうちに手ぬぐいが凍って、棒のようになった。

一九年の北富士に来た当初は吉田の学校へ行って作業を行い、二〇年四月ごろから吉田の洞窟で週一回程度作業をした。もしかしたら洞窟作業の後、学校での作業をおこなったかもしれない。洞窟では照明がロウソクで、朝八時から午後五時まで作業した。扱ったのは隼・鐘旭などのエンジンだった。我々が北富士に来たときには、洞窟などにはエンジンが運び込まれており、どうやって運ばれてきたのかは知らない。演習場内には、既に、滑走路も出来ていた。洞窟での作業は通常のエンジンを特攻機用に改造することで、機関銃連動装置を外すなどした。廠舎ではエンジンの分解整備などをおこなった。廠長の田辺某が富士吉田出身だったので、それで航空廠は北富士に疎開したのだと、みなでうわさしあった。

廠舎から吉田―山中湖線で作業に通った。廠舎手前で吉田―山中湖線から忍野方面に行く道が分岐するあたりの高台に、朝鮮人一五・六名が発動機工場のための穴掘りをしているとのことだった。終戦の日の夜、その朝鮮人たちが火をどんと燃やして大騒ぎしていた。相村隊長の命令で軽機関銃の照準をそちらに合わせて警戒した。

北富士の飛行場は、ほぼ現在残っている跡と同じ大きさで、戦闘指揮所や搭乗員待機所などはなく、滑走路の脇に吹流しがあるだけだった。滑走路自体は土の滑走路で、ある時、滑走路上で何かにつまずいたので掘ってみると、ジャガイモだったことがあった。北富士飛行場には何回か飛行機が来た。大学出の見習い士官は特攻要員だったが、操縦が下手で何度もバウンドしながら着陸するのですぐそれとわかった。

滑走路から富士山側には木がほとんど無かった。吉田―山中湖線側には松林があり、その松林の中に飛行機を隠したり、人に入るタコツボを掘り、警戒警報が出ると、機体を隠シタコツボに入った。

富士山を間近に見たときは、「ああ、これがあの富士山か」と思った。B二九は富士山頂のヤヤ下あたりの高度でやって来た。富士山に登ったことはなかったが、撃墜されたB二九のパイロットの遺体収容に行っていたことがあった。遺体はパラシュートに包んで吉田まで運んだ。

正月（二〇年）には、今の上越市にあった実家にもどった。大雨で列車が走らず、帰隊が大幅に遅れた。後で、相村隊長から何度も、「帰って来なかったのはお前か」と皮肉交じりに言われた。

月一・二回休日があった、吉田の町でコーヒーと称するピンク色のお茶を飲んだり、河口湖でボートに乗ったりした。ある時吉田の町で商店を覗き込んでいたら、後ろを上官が通り、欠礼ということで、道の真ん中でビンタをくらったことがあった。馬車に乗せてもらったことで懇意になった山中湖の高村という農家に、よく遊びに行った。われわれの地下足袋と農家の豆を交換したりした。

終戦になって直ぐ、(米軍機) コルセアが飛行場に着陸せんばかりに低空飛行したことが一度あった。

終戦後、立川から来たトラックにたまたま乗ったところ、米俵が足元に転がっていて、足でけったりしたら、立川から来た者に「その中に退職金が入っているぞ」と言われた。終戦時、日給三円五〇銭もらっており、退職金は二万五〇〇〇円だった。

戦後は、帰郷直後は麦わらで屋根の葺き替えの仕事をし、そのうちに板金の仕事をするようになった。自分では、立川で学んだ技術を生かして自動車整備をしたかったが思い通りにならなかった。

以上

本聞き取り調査にあたって、山梨放送ならびに同編制局チーフディレクター土橋巧氏より御高配を賜った。記して謝意を表します。

(80) 前掲『北富士の歴史とたたかい』二九頁。松本武彦「本土決戦態勢の構築と住民動員―特に山梨における軍の動向との関連を中心として―」『山梨学院大学一般教育部論集』二四、二〇〇二年、参照。

(81) 前掲『御殿場市史』六、近代史料編Ⅱ、八三八頁。

- (82) 『静岡新報』一九三四(昭和九)年一月二二日、第一面、「裾野陸軍演習場の 今年の日割決定」。
- (83) 昭和八年の裾野演習場全体における宿営部隊の延べ兵員数は四六万名、馬匹九万一三三二頭であった。同前、一九三四年一月二三日、第一面、「昨年中の 裾野演習 宿営延人員」。
- (84) 前掲『御殿場市史』七、近代史料編Ⅲ、三八一―三八三頁。
- (85) 『静岡新報』一九三三(昭和八)年六月二二日、夕刊第一面、「輝く軍旗先頭に 愈よ富士登山」。
- (86) 同前、一九三三年六月二二日、夕刊第一面、「静岡聯隊將兵の 富士登山決行」。
- (87) 同前、一九三三年六月二五日、夕刊第一面、「静岡聯隊全員が 徹夜夜間強行軍」。
- (88) 同前、一九三三年七月四日、夕刊第一面、「演習中日射病で 兵士百余名死傷と発狂」。同、七月八日、第二面、「白布に包まれたる 八つの英霊にご直拜 朝香旅団長宮殿下 畏くも神前に進ませられて」。この事件については別稿を準備中である。
- (89) 同前、一九二七(昭和二)年九月二〇日、夕刊第一面、「二時間半の御親閲 終て戦線一帯を御視察」。「本邦化学兵器技術史年表」化学兵器開発者編『本邦化学兵器技術史(陸軍科学研究所に関する資料)』昭和三二年、(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。
- (90) 中島勇編著『陸軍氣象史』陸軍氣象史刊行会、一九八六年、二八頁。
- (91) 『陸軍省密大日記 昭和八年 第四冊』「化学兵器実験見学ノ件」昭和八年二月一三日 陸軍省大臣官房受領、(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。同、「化学兵器実験見学ノ照会」昭和八年二月二二日 陸軍次官宛海軍次官照会、(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。
- (92) 『静岡新報』一九三四年九月九日、夕刊第二面、「印野玉穂の櫛 約五百枯れ始む」。
- (93) 『団報』『軍医団雑誌』三〇八、一九三九年一月、九三頁。
- (94) 前掲『近衛師団管轄演習場規程』九―一〇頁。「付図」の存在は、同規程目次四頁より知ることができているが図自体は未見。以上を含め、当面、昭和二年から一六年にかけて、富士裾野、「滝ヶ原」、板妻で計八回の妻が又野外試験が確認できる。吉見義明、松野誠也「解説」吉見義明、松野誠也編『十五年戦争極秘資料集 補卷② 毒ガス戦関係資料Ⅱ』一四頁。
- (95) 前掲『静岡新報』一九三四年一月二三日、第一面、「昨年中の 裾野演習 宿営延人員」。

- (96) 同前、一九三四年七月二日、日曜夕刊第二面、「富士山御殿場口 けふ華々しく開山式」。
- (97) 同前、一九三四年一月二五日、夕刊第二面、「御殿場地方へ 落ちたお金 ザッと五十万円」。
- (98) 同前、一九三五年七月一日、夕刊第一面、「富士のお山開き 各登山口の準備成る」。
- (99) 山梨県立都留高等学校史『百年の階』編纂委員会編『山梨県立都留高等学校史 百年の階』山梨県立都留高等学校創立百周年記念事業協賛会、二〇〇〇年、二二〇～二二二頁。
- (100) 佐々木晃『学徒兵の航空決戦 日本の名機とともに生きた青春』光人社、二〇〇六年、七七～七八頁。
- (101) 同前、七八頁。
- (102) 前掲『裾野市史』四、資料編近現代Ⅰ、七八八～七八九頁。
- (103) 前掲『御殿場市史』六、近代史料編Ⅱ、三五三頁。
- (104) 前掲『裾野市史』五、資料編近現代Ⅱ、二四一頁。
- (105) 前掲『山梨県議会史』五、二七七頁。
- (106) 富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史』通史編、第三卷、近・現代、富士吉田市、七二五～七二八頁。
- (107) 区史「二枚橋」編集委員会編『区史二枚橋』区史「二枚橋」編集委員会、二〇〇一年、一五二～一五三頁。
- (108) 同前、一五三頁。大正末年、富士裾野演習場では、こうした演習部隊に物品を販売する組合が、地域の商人によって結成された。前掲『御殿場市史』七、近代史料編Ⅲ、三八一～三八三頁。三四六～三四七頁。
- (109) 前掲『静岡新報』一九三四年一月二五日、夕刊第二面、「御殿場地方へ 落ちたお金 ザッと五十万円」。同、一九三五年一月二二日 第二面、「裾野演習場地方へ ザッと五十万円 今年落ちたお金 ザッと五十万円」。同、一九三五年一月二二日 第二面、「裾野演習場地方へ ザッと五十万円 今年落ちたお金 ザッと五十万円」。また、演習場の設定で使用不能になった民有地などに対する報償金はたとえば裾野演習場の玉穂、印野、原里三か村で、明治四十五年から昭和二十年までで、三三万円余りとなった。前掲『御殿場市史』七、近代史料編Ⅲ、三頁。将校への宿舍の提供は、迷惑、負担という意識よりも、「名誉な事」という認識もあったという。菅沼英雄『河口湖町史』河口湖町史編纂特別委員会、一九六六年、四六四頁。
- (110) 前掲『裾野市史』九、通史編Ⅱ、一六六頁。
- (111) 前掲『御殿場市史』七、近代史料編Ⅲ、二四〇～二四一頁。

- (112) 同前、二四一～二四二頁。
- (113) 前掲『北富士演習場問題の概要(資料編)』一九八四年。一〇頁。
- (114) 前掲『富士吉田市史』通史編、第三卷、近・現代、七〇八頁。
- (115) 前掲『富士吉田市史』史料編、六、九〇四～九〇六頁。
- (116) 同前、九〇七～九一〇頁。
- (117) 前掲『北富士演習場問題の概要(資料編)』一九八四年。一〇頁。
- (118) 前掲『裾野市史』四、資料編近現代Ⅰ、七九〇～七九一頁。
- (119) 前掲『御殿場市史』七、近代史料編Ⅲ、三頁。その他、廃弾に関しては、以下を参照。同前、三五二～三五四、三六八～三八一頁。前掲『御殿場市史』六、近代史料編Ⅱ、八三九～八四二頁。前掲『裾野市史』五、資料編近現代Ⅱ、二五九頁。『静岡新報』一九三五年五月五日、第二面、「射撃場に忍込んで 砲弾の破片探し」。
- (120) 前掲『日本の国立公園』二七二頁。
- (121) 同前、二四頁。
- (122) 同前、二八四頁。国立公園行政の主務官庁は、この後、昭和八年四月から衛生局保健課、同十二年七月から衛生局企画課、同十三年一月から厚生省体力局施設課、同十六年八月から人口局体錬課と変遷した。同前、二七二～二七三頁。
- (123) 『静岡民友新聞』一九三二(大正十一)年七月六日、第二面、「富士国立公園 計画具体化 内務省の下調査終る」。
- (124) 『議院回付建議書類原議(自大正十二年至大正十四年)』五「富士山ヲ中心トスル国立公園ノ設定及岳麓一周鉄道速成ニ関スル建議」大正十二年三月二十三日付内閣総理大臣宛衆議院議長建議(国立公文書館所蔵史料)。
- (125) 『議院回付建議書類原議(自大正十四年至昭和二年)』六「国立公園調査ニ関スル建議」大正十四年三月二十五日付内閣総理大臣宛衆議院議長建議(国立公文書館所蔵史料)。同「国立公園調査機関設置ニ関スル建議」大正十五年三月二十四日付内閣総理大臣宛衆議院議長建議(国立公文書館所蔵史料)。
- (126) 『第五十六回帝國議會提出建議』「大富士山国立公園設定ニ関スル建議書」昭和四年三月二十五日付内閣総理大臣宛衆議院議長建議(国立公文書館所蔵史料)。

- (127) 『第五十六回帝國議會提出建議「国立公園調査機関設置ニ関スル建議書」昭和四年三月二十五日付内閣總理大臣宛衆議院議長建議(国立公文書館所蔵史料)。
- (128) 前掲『日本の国立公園』三九〜四一頁。
- (129) 黒田新平「富士国立公園区域調査雜録」『国立公園』五一五、一九三三年八月、一〇頁。
- (130) 「国立公園計画調査一般」『富士国立公園計画調査書 静岡県 権利制限之部 昭和九年十月』(国立公文書館所蔵史料)。「国立公園計画指定一般」『富士国立公園計画調査書 山梨県 権利制限之部 昭和九年十月』(国立公文書館所蔵史料)。
- (131) 前掲『山梨県史』通史編六、五五九頁。
- (132) 同前、一二二頁。
- (133) 同前、一二三頁。
- (134) 『山梨日日新聞』一九三六年一月二〇日、第二面、「公園地域以外の 仮指定解除」。
- (135) 田村剛、中越延豊、小寺駿吉「富士山を中心とする公園計画説明書」富士国立公園静岡協会、一九三〇年、一頁。
- (136) 『静岡新報』一九三三年三月一日、第三面、「裾野の代りに 愛鷹山はどうか 国立公園調査員一行調査」。
- (137) 前掲『日本の国立公園』二八二頁。
- (138) 同前、二七八〜二八〇頁。委員会は第一二回ですべての審議を終了し、昭和十六年、廃止された。同前、二八〇頁。
- (139) 「国立公園審議会一般」『国立公園ノ選定ニ関スル第四回特別委員会記事大要』(国立公文書館所蔵史料)。「特別委員会」は「国立公園法」をはじめ一連の關係法令に規定が見当たらない。おそらく特定の審議事項のみを審議する場合に開催されたものと思われる。
- (140) 「国立公園審議会一般」『区域決定ニ関スル第三回特別委員会記事大要』(国立公文書館所蔵史料)。「委員会幹事」は「国立公園委員会官制」第五条に、会長の指揮を受け庶務を整理す、とある。
- (141) 『海軍公文備考 B巻II 人事 職課(5) 委欠任命 海軍大臣官房記録 昭和八』第六八五号 八、二、十七 国立公園委員会臨時委員に関する件(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。「海軍公文備考 B巻9 人事 兵科 士官 職課(3) 海軍大臣官房記録 昭和十」第五一〇四号 十、十二、四 国立公園委員会臨時委員更迭方に関する件(防衛研究所戦史研究

- センター史料室所蔵)。委員としてではなく、おそらく特定問題に関する説明員として陸軍省軍務局長が委員会に出席したことはある。「国立公園審議会一般」「区域決定二関スル第三回特別委員会記事大要」(国立公文書館所蔵史料)。
- (142) 「国立公園審議会一般」「十和田、富士、吉野熊野、大山、各国立公園ノ区域決定二関スル第三回特別委員会記事大要」(国立公文書館所蔵史料)。
- (143) 「陸軍省大日記 乙輯 永存書類 乙集 第2類 第1冊」演習場ト富士並大山国立公園指定ニ関スル件」昭和一〇年一二月二四日付け内務省宛陸軍省通牒(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。
- (144) 「静岡新報」一九三三年二月一七日、第二面、「御殿場附近は 陸軍用地となる 国立公園指定から除外 本県の態度決定す」。
- (145) 同前、一九三三年三月一七日、第一面、「他に適當の場所もなし 国立公園問題で陸相言明」。
- (146) 「国立公園審議会一般」「十和田、富士、吉野熊野、大山、各国立公園区域決定ニ関スル第二回特別委員会記事大要」(国立公文書館所蔵史料)。
- (147) 「国立公園計画指定一般(富士 昭和九)」「富士国立公園計画調査書 山梨県 利用施設之部(其一) 昭和九年十月」(国立公文書館所蔵史料)。前掲「富士北麓開発のあゆみ」『富士山麓史』一二八頁。
- (148) 同前「富士国立公園計画調査書 山梨県 利用施設之部(其二) 昭和九年十月」(国立公文書館所蔵史料)。
- (149) 「静岡新報」一九三四年八月一日、第一面、「富士山の高山植物 博物館を建設計画」。同、一九三五年三月三〇日、第二面、「富士山頂に——大鳥居建設」。同、一九三五年六月二日、夕刊第二面、「大宮駅頭に 大鳥居建設」。同、一九三五年九月八日、夕刊第二面、「大宮町の 大鳥居」。
- (150) 同前、一九三三年八月三日、第三面、「富士国立公園と 我社の施設」。同、一九三三年六月二〇日、夕刊第二面、「登山観光客の 誘致座談会」。富士北麓山中湖畔の巨大別荘地が「旭日丘」という名称を得、山中湖報湖祭なるイベントが開かれるようになるのが、昭和八年からである。前掲「山梨県史」通史編六、一二六頁。
- (151) 同前、一九三三年八月一日、第二面、「裾野音頭 昨夜披露式を」。同、一九三五年六月一日、夕刊第二面、「開山期を目撃に 御殿場 が大童の準備」。同、一九三五年六月六日、夕刊第二面、「鉄道旅客課員 の富士登山」。同、一九三五年八月七日、夕刊第二面、「裾野を横断の 新ハイコース」。御殿場市立図書館編『富士山御殿場口登山道開設100年史』御殿場市立図書館

館、一九八三年、二四頁。

(152) 同前、一九三五年七月二八日、第一面、「観光局の撮影 富士を背景に」。

(153) 山梨日日新聞社編『鳴沢村誌』一、鳴沢村誌編纂委員会、一九八八年、六九四頁。前掲『山梨県史』通史編六、一二二～一二三頁。

(154) 『静岡新報』一九三三年五月一日、第一面、「小山登山道に、バス出願。同、一九三三年七月二三日、夕刊第二面、「大宮口の登山 里程短縮」。同、一九三三年八月三日、夕刊第一面、「霊峰富士を捲る 観光道路網の完成」。

(155) 同前、一九三五年八月一九日、第四面、「初秋の……富士五湖を探る 愉快な山麓電鉄バス」。同、一九三五年四月一〇日、夕刊第二面、「自動車道路を 富士山二合目まで」。海野實『静岡県の鉄道 今と昔』明文出版社、一九八六年、一一～一七、一九～二二頁。前掲『山梨県史』通史編五、五九四～五九九頁。

(156) 『静岡新報』一九三五年九月二日、夕刊第二面、「富士山の 横腹に大穴あけ 山頂まで隧道」。山梨日日新聞社編『山の巡礼者たち 山梨登山百年』山梨日日新聞社、二〇〇〇年、二二二頁。この一件に関し、戦後、富士箱根国立公園山梨県地方委員であった中村將為(星湖)は、委員会に提出する議案に関する草稿で、「富士登山軌道建設の件 其理由の説明」として、かつて田村剛博士にもこのこと、つまり富士に登山軌道を建設することについて話したことがあったが、博士は「富士は霊峰であり神山である。この神霊を汚す如き建設は国家としても許可しないだろうし自分個人としても絶対反対だ」と色を作して一蹴したことがある。しかし、土足で登ろうと機械で登ろうと同じであって、ヨーロッパにもアルプスには登山鉄道があるではないか。ストイシズムがわからぬではないが、日本が敗戦国、貧乏国だからといって国内資源を利用するための投資は問題ないではないか、としている。中村將為「第二回富士箱根国立公園地方委員会に提出すべき議案に就いて」(山梨県立文学館所蔵資料)。

本史料の閲覧については、山梨県立文学館および同館学芸課学芸員高室有子氏より御高配賜った。ここに記して謝意を表します。

(157) 前掲『御殿場市史』九、通史編下、二九七～二九八頁。

(158) 勝間田二郎『御殿場・裾野・小山郷土誌』下、一九九七年、二七二頁。『静岡新報』一九三三年二月六日、第三面、「冬の山は招く スキーにはどこへ」。同、一九三三年一月二八日、第二面、「スキー倶楽部 の組織成る」。

(159) 黒田新平『富士国立公園区域調査雑録』『国立公園』五一五、一九三三年五月。

- (160) 『静岡新報』一九三三年二月六日、夕刊第一面、「御殿場町営 スキー場」。同、一九三四年一〇月八日、第二面、「今年はスキーヤーを 太郎坊下まで輸送」。
- (161) 同前、一九三五年一月一六日、夕刊第二面、「御殿場スキー場 毎日非常な賑い」。同、一九三五年二月六日、夕刊第二面、「御殿場スキー場 毎日非常な賑い」。同、一九三五年二月二〇日、夕刊第二面、「御殿場スキー場大賑い」。
- (162) 同前、一九三六年一月六日、第三面、「東西から押掛け 太郎坊は大賑い 絶好のコンディション」。
- (163) 同前、一九三六年一月八日、第二面、「富士山麓に 新スキー場 連日非常な賑い」。
- (164) 同前、一九三四年八月二二日、夕刊第二面、「石室の泊り客は 漸く昨年の半分」。同、一九三四年八月二五日、夕刊第二面、「今年の富士登山者 漸く昨年の半分」。
- (165) 前掲『山梨県史』通史編六、一二五頁。『静岡新報』一九三五年一月二六日、第二面、「富士を繞る 一ヶ年の遊覧者 百万人を突破」。
- (166) 同前、一九三五年四月二九日、日曜夕刊第二面、「晩春の富士へ 雪中登山者多し」。
- (167) 同前、一九三三年六月六日、夕刊第一面、「富士登山関係 営業者協議」。同、一九三五年七月七日、夕刊第二面、「富士登山期 大宮口の準備成る」等。
- (168) 同前、一九三三年六月一六日、第三面、「お山開き当日 富士山道の大掃除」。前掲『山の巡礼者たち』二二五頁。
- (169) 『静岡新報』一九三三年一月八日、夕刊第一面、「静岡、清水の両市に 風致地区の設定」。同、一九三三年三月三日、第一面、「やかましくなった 富士の風光保護」。同、一九三三年九月一日、第二面、「県立公園の設定 静岡外十九道府県で」。
- (170) 同前、一九三三年一月一日、第四面、「ラジオ棚」。同、一九三三年一月九日、第四面、「ラジオ棚」。
- (171) 同前、一九三三年一月一六日、第四面、「スキー民謡と 富士御殿場の唄」。
- (172) 同前、一九三三年七月二四日、第四面、「富士山を仰で 富士山頂より中継」。同、一九三三年七月二四日、第四面、「富士山頂より 霊山と神話 柳田国男」。同、一九三三年七月二四日、第四面、「日本精神と富士山 高原正作」。
- (173) 同前、一九三五年六月一九日、夕刊第二面、「開山期を目標に 御殿場口が大童も準備」。
- (174) 同前、一九三三年六月三日、夕刊第二面、「富士山麓で 小鳥大会」。同、一九三三年七月二三日、第一面、「電通の登山競争

御殿場口を出発」。同、一九三三年一〇月三日、夕刊第一面、「県土木部昇格記念 県内道路自動車競走」。同、一九三四年八月
 一三日、第二面、「仰ぐ我が富士山に 大国旗は掲揚さる」等。

(175) 同前、一九三三年八月二十九日、第一面、「富士川上流より隧道水路で 裾野一体の大開墾」。同、一九三四年八月二十五日、第三
 面、「宇宙線を 富士山頂で観測」。氣象庁編『氣象百年史』氣象庁、一九七五年、一九三〜一九四頁、等。

(176) 『昭和十五年 大日記 乙輯 第三類 第二冊』『西富士演習場ノ使用制限ニ関スル件』昭和十五年七月三日 陸軍省大臣官房
 受領、(防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵)。昭和十七年には、演習場規程により、裾野、北富士、西富士の富士山麓の全
 演習場において、富士登山期間中の演習を実施しないことが明記された。これにより、陸軍は外部(県、町村、住民)とのいわ
 ば契約によるのではなく、自身の行動規範として、自律的に、富士山麓の軍事利用に一定の制約の網をかけたのである。前掲
 『近衛師団管轄演習場規程』一二〜一六頁。ただし、投網の範囲が富士登山期に限られていたことに徴すれば、あくまでもこの
 網は富士に登る人に向けられたのであって、富士の靈性や自然を対象としてはいなかった、として良からう。